

特定契約・接続契約モデル契約書
の解説

平成 25 年 6 月 14 日

目次

第1章 再生可能エネルギー電気の調達及び供給に関する事項.....	3
第1.1条（再生可能エネルギー電気の調達及び供給に関する基本事項）.....	3
第1.2条（受給開始日及び受給期間）.....	8
第1.3条（受給電力量の計量及び検針）.....	11
第1.4条（料金）.....	13
第1.5条（他の電気事業者への電気の供給）.....	15
第2章 系統連系に関する事項.....	18
第2.1条（系統連系に関する基本事項）.....	18
第2.2条（乙による系統連系のための工事）.....	20
第2.3条（甲による系統連系のための工事）.....	26
第3章 本発電設備等の運用に関する事項.....	27
第3.1条（給電運用に関する基本事項）.....	27
第3.2条（出力抑制）.....	28
第4章 本発電設備等の保守・保安、変更等に関する事項.....	35
第4.1条（本発電設備等の管理・補修等）.....	35
第4.2条（電力受給上の協力）.....	36
第4.3条（電気工作物の調査）.....	37
第4.4条（本発電設備の改善等）.....	38
第4.5条（本発電設備等の変更）.....	39
第5章 本契約の終了.....	40
第5.1条（解除）.....	40
第5.2条（設備の撤去）.....	43
第6章 表明保証、損害賠償、遵守事項.....	44
第6.1条（表明及び保証）.....	44
第6.2条（損害賠償）.....	46
第6.3条（プロジェクトのスケジュールに関する事項）.....	47
第7章 雑則.....	48
第7.1条（守秘義務）.....	48
第7.2条（権利義務及び契約上の地位の譲渡）.....	49
第7.3条（本契約の優先性）.....	50
第7.4条（契約の変更）.....	51
第7.5条（準拠法、裁判管轄、言語）.....	51
第7.6条（誠実協議）.....	51

<はじめに>

本モデル契約書は、特定供給者（再エネ特措法¹に基づく設備認定（再エネ特措法第6条第1項・第4項）を受けた再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者をいう（再エネ特措法第3条第2項）。）が、電気事業者と特定契約・接続契約を締結する際の便宜に資するよう、作成したものである。本モデル契約書は、再エネ特措法やその関連法令の規定との整合性を取りつつ、金融機関からの資金調達に当たっての実務上の要請等も踏まえつつ作成したものであり、以下の点を前提としている。

- ① 特定契約と接続契約の相手方が同一の電気事業者
（＝一般電気事業者又は特定電気事業者（※1））
- ② 設備認定を受けた500kW以上の太陽光及び風力発電設備を利用
- ③ 設備認定を受けた発電設備の建設着工前に特定契約・接続契約を締結（※2）
- ④ 発電事業を行うにあたり、金融機関等からの資金調達を実施

（※1） 再エネ特措法上、特定契約の締結義務があるのは、一般電気事業者、特定規模電気事業者及び特定電気事業者である（再エネ特措法第4条第1項、同第2条第1項）一方、接続義務があるのは、自らインフラとしての送電網を保有していない特定規模電気事業者を除いた、一般電気事業者及び特定電気事業者である（再エネ特措法第5条第1項）。従って、特定契約の相手方が特定規模電気事業者である場合は、本契約の前提からは外れることとなる。ちなみに、特定契約の相手方が特定規模電気事業者である場合、特定供給者は、特定規模電気事業者との間で特定契約を、接続先の電気事業者との間で接続に関する合意をすることとなるが、本モデル契約書の特定契約に該当する部分・接続契約に該当する部分をそれぞれ分けた上で適宜必要な条項を追加することで、特定契約の相手方が特定規模電気事業者である場合にアレンジすることも可能である。

（※2） 再エネ特措法上、特定契約・接続契約は設備認定を受けた後に電気事業者に締結義務が生じる（「特定供給者」の定義参照。）ところ、発電設備の建設着工前においても設備認定を受けることを可能としているためである（再エネ特措法施行規則²第7条第2項参照。）。

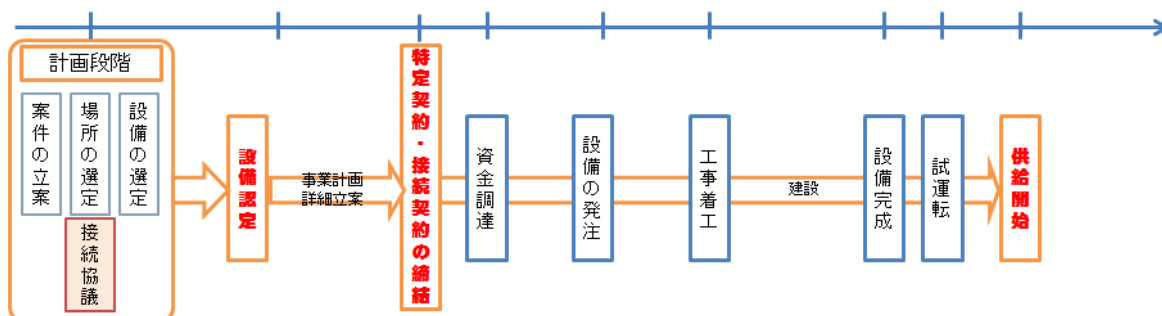
なお、特定供給者が特定契約・接続契約書を提示して申込みをしてきた場合、電気事業者はその内容に再エネ特措法に規定する拒否事由がない限りこれらの契約書での締結に応ずる義務を負っているところ、本モデル契約書は、特定供

¹ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）

² 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成23年経済産業省令第46号）

給者が提示するベースとなる契約書として、1つのモデルを提示しているものである。従って、当事者が合意する限りにおいて、法律の規定や趣旨に反しない限度で、①本モデル契約書を下敷きにしつつ、電源種別や発電設備の規模等個別の事案に応じて適宜条項の加除修正を行った上で利用することや、②電気事業者が用意する電力受給に関する契約要綱³に基づき特定契約・接続契約を締結することを妨げるものではない。

【本モデル契約書が前提としている契約締結に至る段階までのイメージ】



＜特定契約・接続契約の申込みに際して留意すべき点＞

一般電気事業者に対し特定契約や接続契約を申し込む際、通常は、一般電気事業者が用意する申込書⁴に必要事項を記載の上、その申込みを行うこととなる。

当該申込書においては、電力受給に関する契約要綱や発電設備系統連系サービス要綱等の各種要綱について「承認のうえ、(中略)申し込みます。」との記載があるのが一般的である。電力受給に関する契約要綱については、再エネ特措法上の特定契約・接続契約に該当するため、本モデル契約書をベースとして特定契約・接続契約の締結を希望する特定供給者は、当該承認に関する記述を削除した上で申込みを行うべきこととなる。また、発電設備系統連系サービス要綱についても、接続に関する合意の一部を構成するものであり、本来的には、本モデル契約書をベースとして特定契約・接続契約に加えて当該要綱に合意する必要があるかどうかという点を含め、個別に検討した上で合意の可否を判断すべきものである。そのため、特定供給者は、当該系統連系サービス要綱を承認する旨の文言について削除した上で、本モデル契約書をベースとした特定契約・接続契約の締結を申し込むことも可能であり、発電設備系統連系サービス要綱の内容を一律に承諾しなければならないということではない。

³ 一般電気事業者によってその名称には若干の差異があり、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」、「再生可能エネルギー発電からの電力購入契約要綱」、「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱」等となっている。

⁴ 一般電気事業者や発電設備の規模等によって名称が異なるものの、「系統連系申込書」や「電力受給契約申込書」という名称が一般的である。

再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約

〔特定供給者〕（以下「甲」という。）と〔一般電気事業者又は特定電気事業者〕（以下「乙」という。）は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号、その後の改正を含み、以下「再エネ特措法」という。）に定める再生可能エネルギー電気の甲による供給及び乙による調達並びに甲の発電設備と乙の電力系統との接続等に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約において用いる用語は、別に定めのない限り、再エネ特措法に定める意味による。

第1章 再生可能エネルギー電気の調達及び供給に関する事項

第 1.1 条（再生可能エネルギー電気の調達及び供給に関する基本事項）

1. 甲は、乙に対し、次条に定める受給期間にわたり、次項に定める本発電設備を用いて発電する電気を供給することを約し、乙は、本発電設備につき適用される法定の調達価格により当該電気を調達することを約する。
2. 本契約の対象となる甲の発電設備（以下「本発電設備」という。）は以下のとおりとする。なお、甲及び乙は、本契約締結時において、前項に定める本発電設備を用いた発電について再エネ特措法第 6 条第 1 項の認定を受けていることを確認する。かかる認定が取り消された場合、甲は直ちにその旨を乙に対し通知するものとし、再エネ特措法第 6 条第 4 項の変更認定を受けた場合、又は同第 5 項の届け出を行った場合、甲は直ちにその旨及び変更の内容を乙に対し通知するものとする。なお、本発電設備を用いた発電に係る再エネ特措法第 6 条第 1 項の認定が取り消された場合、本契約は直ちに終了するものとする。

所在地：〇〇県〇〇市〇〇

発電所名：〇〇発電所

再生可能エネルギー源：〇〇

発電出力：〇〇kW

3. 乙は、本契約に別途定める場合（第 3.2 条第 4 項に定める補償を要する出力抑制を行う場合を含む。）を除き、甲が本発電設備において発電した電気のうち、乙に供給する電力（以下「受給電力」という。）のすべてを調達するものとする。なお、受給電力の受給地点、電気方式、周波数、最大受電電力（乙が受電する電力の最大値をいう。）、標準電圧は以下のとおりとする。

受給地点：〇〇県〇〇市〇〇

電気方式：〇〇

周波数：〇〇Hz

最大受電電力：〇〇kW

【注：端数は小数点第一位で【四捨五入/切り捨て】。】

標準電圧：〇〇V

4. 乙は、次の各号に掲げる場合、第1項に基づく調達義務を負わないものとする。
- (i) 甲乙間の電気供給契約又は電気供給約款等（以下、総称して「電気供給契約等」という。）に基づき乙が甲に対し電力を供給している場合において、甲【又は第三者【注：屋根貸しの場合において、Y字分岐で2引き込みをしている場合は、記載。】】による当該電気供給契約等の債務不履行により、甲に対する電力の供給が停止されていることによって、甲の乙に対する電力の供給ができない場合
 - (ii) 乙との間で接続供給契約を締結している特定規模電気事業者（以下「供給事業者」という。）が当該接続供給契約及び甲との電気供給契約等に基づき甲に対し電力を供給している場合において、供給事業者による接続供給契約の債務不履行により、甲に対する電力の供給が停止されていることによって、甲の乙に対する電力の供給ができない場合

<解説>

第1項

本契約が、再エネ特措法に規定する「特定契約」であることを明確にする規定である（再エネ特措法第4条第1項参照）。

第2項

本契約の対象となる発電設備を特定する旨の規定である。

また、再エネ特措法上、当該発電設備が設備認定を受けていることが、電気事業者が本契約の締結義務を負う前提条件であるため（再エネ特措法第4条第1項、同第5条第1項・同第3条第2項）、本発電設備が設備認定を受けていることを甲乙確認することとしている。そして、電気事業者が、設備認定を受けていない設備から電気の調達を受けた場合、その調達にかかった費用は電気の利用者に対して賦課金として請求することはできず、その場合に電気事業者が法定の調達価格での調達を行うことは法律上予定していない。このため、設備認定が取り消された場合には、本契約が直ちに終了する旨を規定している。

加えて、本項は、甲に対し、設備認定の変更認定（再エネ特措法第6条第4

項)を受けた場合や変更の届け出(再エネ特措法第6条第5項)を行った場合における事後の通知義務を規定している。これらの場合、設備認定の取り消しの場合とは異なり、単にその旨の通知だけでは、通知内容として不十分であることから、それらの変更内容についても通知することとしている。

なお、変更内容が変更認定事由や軽微変更届出事由に該当する場合であっても、以下の場合には事前に乙との協議や承諾が必要となる点には留意が必要である。

- ①供給開始前乙が系統連系工事に着手した後に、本発電設備の発電の計画の内容を変更する場合には事前に協議を求めること(第2.2条第6項)
- ②供給開始後に、本発電設備等を変更する場合は、第4.5条第3項に該当する場合を除き、乙と協議の上、乙の承諾を得た後に行うこと(第4.5条第1項)

また、風力発電の場合、電気事業者によっては、本発電設備の認定に先立ち接続の申込みを受け付けている場合もある。このような取り扱いは、再エネ特措法施行前のRPS制度における受付の実務を踏襲しているものであるが、太陽光発電と異なり、風力発電は環境影響評価手続きを行う必要があること等により、運転開始までに一定の期間がかかる点に配慮したものと考えられる。甲がこのような取扱いを行っている乙との間で、特定契約・接続契約を締結する場合においては、本項は例えば以下のように修正することが考えられる。

<記載例>

「本契約の対象となる甲の発電設備(以下「本発電設備」という。)は以下のとおりとする。なお、甲は、受給開始日までに、前項に定める本発電設備を用いた発電について再エネ特措法第6条第1項の認定を受けるものとする。かかる認定の取得後、当該認定が取り消された場合、甲は直ちにその旨を乙に対し通知するものとし、再エネ特措法第6条第4項の変更認定を受けた場合、又は同第5項の届け出を行った場合、甲は直ちにその旨及び変更の内容を乙に対し通知するものとする。なお、受給開始日までに本発電設備を用いた発電に係る再エネ特措法第6条第1項の認定を受けることができなかった場合、又は同項の認定が取り消された場合、本契約は直ちに終了するものとする。」

第3項

第1項に基づき乙が負う調達義務の具体的中身として、本発電設備において発電した電気のうち甲が乙に供給しようとする電気のすべての調達義務を課す旨の規定である。他方、甲に本発電設備において発電した電気の全ての供給義務を課す規定を設けていないのは、再エネ特措法上、特定供給者は数量的な供

義務を負うことを前提としていないためである⁵。

「本契約に別途定める場合」とは、第 3.2 条第 1 項から第 4 項に基づき出力抑制が行われる場合、及び次項に定める場合を想定している。

なお、本発電設備を乙が受電するために最低限必要な情報、すなわち本発電設備の受給電力の受給地点、電気方式、周波数、最大受電電力（乙が受電する電力の最大値をいう。）及び標準電圧についても記載することとしている。ちなみに、最大受電電力のところに「注」として、端数については、小数点第一位で【四捨五入/切り捨て】と選択的にしているが、これは、乙の実務に合わせて選択されることを想定している。

第 4 項

前項に基づき乙が負う調達義務の例外的場面を規定したものである。

第(i)号について

乙が甲に対し電気供給約款等に基づき電気の供給を行っている場合、乙が供給を行う電気と乙が調達する本発電設備で発電した電気は同一の送電線を利用して送電されている。そのため、甲の電気料金の不払い等の債務不履行により甲が電気の供給を停止されている場合は、物理的に甲が本発電設備から発電した電気を乙に供給することができなくなる。そのため、このような場合において、乙が調達義務を負わないこととしている。

また、電気事業法⁶及び同施行規則⁷上、1 つの需要場所には、1 つの引き込み線となる場所（電気事業法施行規則第 2 条の 2 第 2 項参照）、再生可能エネルギー発電設備の稼働とは関係のない相当規模の電力需要があること等電気事業法施行規則附則第 17 条の要件（後述参照。）を具備した場合は、その発電設備が設置されている場所を一の需要場所とみなすことができる（需要場所の特例）。これにより、建物の所有者が建物の屋根又は敷地に設置した本発電設備において発電した電気を全量売ることが可能となる⁸だけではなく、例えば建物の所有者 A が、発電事業を行おうとする甲に屋根又はその敷地を賃貸して、甲が自ら太陽光パネル等を設置して発電した全ての電気を売電することも可能となる。この場合における特例需要場所への電線の敷設方法としては、①A に電気の供給を行う電線と同一の電線を使用するものの、特定供給者の構

⁵ 再生可能エネルギー特別措置法の施行関係事項に関するパブリックコメントの結果（資源エネルギー庁、平成 23 年 6 月 18 日）（別添）意見募集の結果概要及び回答について（以下「パブコメ回答」という。）3. 24 番（45 頁）・同 37 番（46 頁）

⁶ 昭和 39 年法律第 170 号

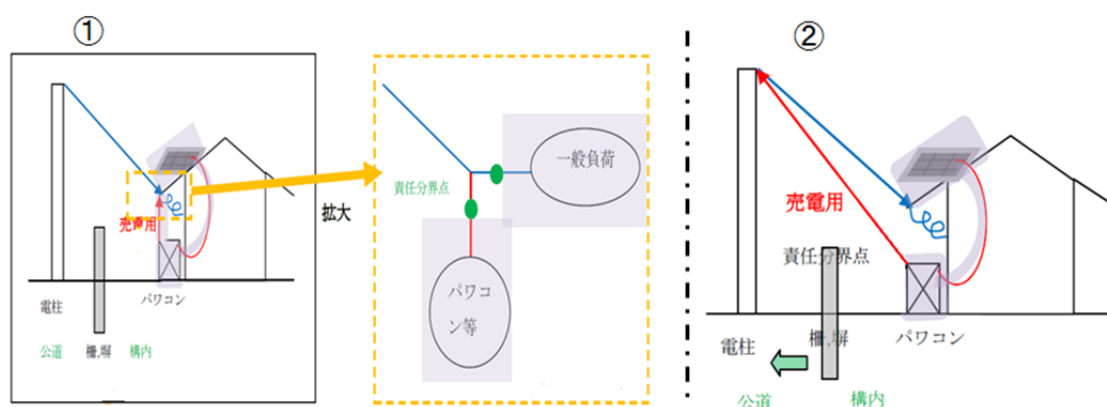
⁷ 平成 7 年通商産業省令第 77 号

⁸ 厳密にいうと、本発電設備で発電した電気から本発電設備において不可避免的に消費する電気を控除した電気すべてを売電することが可能ということである。

内で Y 字に A への供給用と甲が行う発電事業用とに分岐させる方法、②A に電気の供給を行う電線とは全く別の専用線を敷設する方法の 2 つがある。①の場合は、A の電気の供給が停止された場合、同一の電線を使用しているため、甲は乙に対して物理的に本発電設備により発電した電気の供給を行うことができない。他方、②の場合、A による債務不履行があった場合に A に対する電気の供給が停止されたとしても、甲は、発電事業用の専用線を利用して乙に対し本発電設備により発電した電気の供給を行うことができる。そのため、第三者 (A) の債務不履行による場合については、甲が屋根等を借りて発電事業を行っている場合で、かつ特例需要場所への電線の敷設方法が Y 字分岐の場合に限定して規定することを想定している。

ちなみに、モデル契約書の「注」にある「屋根貸しの場合」とは、屋根を借りる場合のみならず、需要場所の特例が認められ、それにより所有者以外の者が敷地等を借りて発電事業を行う場合を含む趣旨である。

【特例需要場所への電線敷設方法 (イメージ)】



【特例需要場所の要件 (電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 2 号)】

- ①新規に設置する発電設備であること (既存設備の増設は不可)。
- ②再エネ特措法上の設備認定を受けた発電設備であること。
- ③再生可能エネルギー発電設備の稼働とは関係のない相当規模の電力需要があること。
- ④電気事業者が検針、保守、保安等の業務のための立ち入りが容易に可能であること。
- ⑤保安上の支障がないこと。
- ⑥専用線に係る工事費については、専用線の引き込みを求めた発電事業者側が負担すること。

なお、電気供給約款等においては、天災事変の場合や保安上必要がある場合等について、電気の供給が制限又は中止される場合がある旨の規定があるが、天災事変の場合や保安上必要がある場合については本項の問題ではなく、本発電設備に関する出力抑制の問題として、第3.2条第1項から第4項までの規定に基づき判断されるべきものである。

第(ii)号について

甲が特定規模電気事業者から電気の供給を受けている場合で、特定規模電気事業者が乙に対する託送料金が不払いとなる等の債務不履行となった場合、特定規模電気事業者が甲へ電気を供給するために乙が行う託送供給自体が停止されることとなる。このため、甲が本発電設備から発電した電気を物理的に乙に供給することができなくなることから、この場合についても、乙が調達義務を負わないこととしている。

なお、甲が特定規模電気事業者に対して発電した電気を供給している場合(=売電先が新電力である場合)であっても、乙から電気の供給を受けている場合には、本号に基づき乙の調達義務が免れることにはならない。

第1.2条（受給開始日及び受給期間）

1. 本契約による受給電力の受給開始日及び受給期間は、次のとおりとする。
受給開始日：○年○月○日
受給期間：○年○月○日（同日を含む。）から起算して○（例：240）月【注：調達期間を超えない範囲内で記入。】経過後最初の検針日の前日までの期間
2. 受給開始日より前に本発電設備の試運転により発電した電気の受給条件については、別途甲乙間で協議の上定める。
3. 甲又は乙は、受給開始日を変更する必要がある場合、協議の上これを変更することができる。受給開始日を変更した場合の受給期間は、変更後の受給開始日（同日を含む。）から起算して○（例：240）月経過後最初の検針日の前日までの期間とする。但し、(i)再エネ特措法第6条第4項に基づく変更認定を受けたことにより本発電設備について適用される調達期間が変更された場合には、当該変更後の調達期間を超えない範囲内の期間とし、(ii)再エネ特措法第3条第8項の規定により、本契約につき適用される調達期間が改定された場合には、かかる改定後の調達期間を超えない範囲内の期間によるものとする。
4. 甲又は乙のいずれかの責めに帰すべき事由により受給開始日が本条第1項に定める日より遅延し、これにより相手方に損害、損失、費用等（以下、総称

して「損害等」という。)が生じた場合には、当該有責当事者は、相手方に対し、かかる損害等を賠償するものとする。

<解説>

第1項

受給開始日及び受給期間を定めた規定である。なお、電気事業者の実務を踏まえて、受給期間を月単位としている。受給期間は、調達期間を超えない期間の範囲内で、特定供給者が希望する期間を記入することを想定している。

第2項

試運転に関する規定である。試運転期間は調達期間には含まれないため⁹、その期間中における受給条件は、甲乙間の協議により個別に決定されることを想定している。

第3項

本契約は、前述のとおり、甲の資金調達の便宜の観点から発電設備の建設工事着工前の契約締結を前提としている。そのため、本契約締結日から受給開始日までの間に一定の事由が生じることによって、受給開始日を変更する必要がある場合があることから、本項において受給開始日を変更する場合の規定を置いている。受給開始日の変更について両者の協議によるとし、甲からの一方的な変更を許容する規定としていないのは、合理的な理由なく徒に当初の受給開始日を延ばそうとする特定供給者について、自由に受給開始日の変更を認めることを防止する趣旨である。従って、甲からの受給期間の変更要請に合理的な理由がある限り、乙は当該要請に従い、受給開始日の変更に応じることを想定している。

ちなみに、合理的な理由なく当初の受給開始日を徒に延ばそうとする特定供給者とは、太陽光発電を例に挙げると、例えば、設備認定を取得し、本契約を締結したものの、将来的な太陽光パネルの調達価格の下落を見込んで本発電設備の発注や当該建設工事の着手を行わず、その結果、当初設定した受給開始日を延長する必要性が生じた場合等の特定供給者が考えられる。

また、設備認定の変更認定により適用される調達期間が変わる場合、及び再エネ特措法第3条第8項により調達期間が改定される場合は、変更又は改定後の調達期間を超えない範囲内の期間によることとなる。

本契約書の前提に立つと、前者に関しては現時点で該当するケースはないが、例えば将来的に10kW以上の太陽光発電設備や20kW以上の風力発電設備についても複数の調達価格・期間の区分ができ、変更認定の前後で調達期間が異なる

⁹ パブコメ回答2. 60番 (13頁)

場合が考えられる。

なお、再エネ特措法第 3 条第 8 項の規定の解釈については、調達価格に関する第 1.4 条第 1 項をご参照いただきたい。

第 4 項

受給開始日の変更によりいずれかの当事者に損害が生じた場合における、有責当事者による賠償義務を規定している。

甲の責めに帰すべき事由により生じる損害等については、特定供給者は数量的供給義務を負っていないため、逸失利益、すなわち受給開始日どおりに供給を受けることができれば得られたであろう利益は含まれない¹⁰。

他方、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、例えば金融機関から借入を受けている場合には遅延した期間における利息相当額の損害や、場合によっては借入に関する契約における期限の利益喪失事由に該当することに伴う損害が考えられる。また、甲が土地を借りている場合には遅延した期間における賃料相当額等が想定される。

¹⁰ パブコメ回答 3. 89 番 (52 頁)

第 1.3 条（受給電力量の計量及び検針）

1. 甲乙間の受給電力量の計量は、計量法（平成 4 年法律第 51 号、その後の改正を含む。）の規定に従った電力量計（取引用電力量計並びにその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により行い、その設置については、【甲/乙】が行うものとし、その設置費用（計量法に基づき取替えが必要となる場合の費用を含む。）は甲の負担とする。【この場合、甲は、当該設置場所を乙に対して無償で提供するものとする。〔電力量計の設置を乙が行う場合に規定。〕】
2. 前項に基づき計量された受給電力量の単位は、1 キロワット時とし、1 キロワット時未満の端数は、小数第 1 位で四捨五入する。
3. 電力量計の検針は、乙が別途指定する日（以下「検針日」という。）に【〔検針を乙が行う場合〕乙が行うものとし、乙は、検針日から〇日以内に、乙が指定する方法によって当該検針の結果を甲に通知する。甲は、かかる乙による検針に合理的な範囲内で協力し、かかる検針に立ち会うことができるものとする。／〔検針を甲が行う場合〕甲が行うものとし、甲は、検針日から〇日以内に、乙が指定する方法によって当該検針の結果を乙に対し通知する。】
4. 電力量計に故障等が生じ、受給電力量を計量することができないことを覚知した当事者は、相手方に対し速やかにその旨を通知するものとする。計量できない間の受給電力量については、当該期間における近隣の天候その他の発電条件及び本発電設備における過去の発電量実績【、並びに乙の電力系統監視制御システムにおける計測値〔電力系統監視制御システムを有する場合に規定。〕】等を踏まえ、甲乙協議の上決定する。
5. 乙（乙から委託を受けて検針を実施する者を含む。）は、受給電力量を検針するため、又は電力量計の修理、交換若しくは検査のため必要があるときには、本発電設備【又は甲が維持し、及び運用する変電所若しくは開閉所】が所在する土地に立ち入ることができるものとする。

<解説>

第 1 項

設備認定基準として「電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を的確に計測できる構造であること」（再エネ特措法第 6 条 1 項第 1 号、同施行規則第 8 条第 1 項第 3 号）が求められていることに基づき、受給電力量の計量について、計量法の規定に従った電力量計により行う旨を規定している。設置費用は甲の負担（第 2.2 条第 1 項第(iii)号参照）となるものの、設置主体については、電気事業者によってその取扱いが異なるため、選択的としている。また、計量器の設置を乙が行う場合においては、乙が当該計量器を保有することとな

るため、乙がその設置場所について利用する権原を有していることが必要となる。計量器は甲の本発電設備で発電した電気について乙に供給した量を計量するために設置されたものであることから、甲が無償でその設置場所を提供することとしている。

第2項

受給電力量の単位及びその端数処理について、電気事業者の実務を踏まえて規定したものである。

第3項

電力量計の検針は、再エネ特措法第4条第1項・同施行規則第4条第1項2号イを踏まえ、乙が別途指定する日（毎月を想定）に行い、乙が指定する方法によって検針結果の通知を行うこととしている。この場合、甲は、乙による検針に立ち会うことができ、乙による検針に「合理的な範囲内で」協力することとしている。

また、検針は一般的に乙が行うケースが多いものの、山間部等の離隔地において甲が行う場合もあるため、その場合も想定して選択的な規定としている。

ちなみに、検針結果の通知期限日（「〇日以内」）は、検針日から検針結果に基づく料金の支払日までの間で、合理的な期間内の日を想定している。

第4項

電力量計の故障が生じた場合の通知義務、及び故障により計量できない期間における受給電力量に関しては、甲及び乙協議の上決定することとしている。

電気事業者は、電力需給を管理するため中央給電指令所等において発電所の発電量を把握するための電力系統監視制御システムを導入している場合があるが、系統の規模（特別高圧送電線か高圧送配電線か）等により、導入している場合とそうでない場合があるため、「**【電力系統制御監視システムを有する場合に規定。】**」としている。

なお、パブコメ回答においては、故障により計量できない期間における受給電力量に関し「特定供給者が合理的に算定した受給電力量による旨」を規定したとしても、特定契約締結拒否事由には該当しないと回答しているところであるが¹¹、電力量計の故障の場合は甲及び乙双方に帰責性がない場面であり、両者の協議事項とする方が公平と考えられるため、甲乙協議により決定することとしている。

¹¹ パブコメ回答3. 96番（52頁）

第 5 項

受給電力量の検針や電力量計の修理、交換又は検査の際の検針員の立ち入りについて、再エネ特措法第 4 条第 1 項・同施行規則第 4 条第 1 項第 2 号ロを踏まえて規定している。

なお、保安上必要な場合の立ち入りについては、第 4.3 条第 2 項をご参照いただきたい。

第 1.4 条 (料金)

1. 乙が甲に支払う毎月の料金は、前条に定める方法により計量された受給電力量に以下の電力量料金単価（但し、(i)再エネ特措法第 6 条第 4 項の変更認定を受けたことにより本発電設備について適用される調達価格が変更された場合には、当該変更後の調達価格によるものとし、(ii)再エネ特措法第 3 条第 8 項の規定により、本契約につき適用される調達価格が改定された場合には、かかる改定後の調達価格によるものとする。）を乗じて得た金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。

電力量料金単価：〇〇円/kWh に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額

2. 乙は、【検針日の属する月の【翌月／翌々月】〇日（〇日が金融機関の休業日の場合は翌営業日。以下「支払期日」という。）／検針日から〇日経過する日（〇日が金融機関の休業日の場合は翌営業日。以下「支払期日」という。）】までに、甲が別途指定する預金口座への振込により甲に支払う。
3. 前項の支払いが支払期日までに行われなかった場合には、支払期日の翌日（同日を含む。）から支払いの日（同日を含む。）まで年率〇%【注：支払の遅滞により、甲に損害が生じる範囲内の割合で記入。】（1 年を 365 日とする日割計算により、1 円未満の端数は切り捨てる。）の割合による遅延損害金を加算して、乙から甲へ支払うものとする。但し、甲の責めに帰すべき事由による場合については、この限りではない。

<解説>

第 1 項

乙が甲から調達した再生可能エネルギー電気に関し、乙が支払う料金について規定している。「電力量料金単価」は、再エネ特措法に定義する調達価格を適用することを前提としており、設備認定の変更認定により適用される調達価格が変わる場合や再エネ特措法第 3 条第 8 項により調達価格が改定される場合は改定後の調達価格を適用することとなる。

なお、設備認定の変更認定により適用される調達価格が変わる場合とは、バイオマス発電設備以外の場合は、①供給開始前に、認定発電設備の出力に大幅な変更（10kW以上であって20%以上の出力の変更をいう。）があったことにより調達価格の適用年度が変わる場合（但し、電気事業者による接続検討の結果による場合、適用年度は変わらない。）、②適用年度に変わりはないものの、認定発電設備の出力の変更があったことにより（供給開始前後を問わない。）調達価格の適用区分が変わる場合、又は③調達価格の適用年度が変わり、かつ、適用区分が変わる場合が考えられる。バイオマス発電設備の場合は、上記①～③に加えて、バイオマスの種類を追加すること、すなわち④当初の調達区分に新たな調達区分を追加する場合もこれに該当する。また、調達価格改定の原因となる「物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、または生ずるおそれがある場合」とは、急激なインフレやデフレのような事態を想定しており、同項に基づく価格の改訂は極めて例外的な場合に限定される¹²。

ちなみに、再エネ特措法第3条第8項に基づく調達価格の改定は制度変更に基づくものである以上、仮に甲が乙に対し本契約書に「当初、特定契約において決定している価格の変更は行わない」旨や「電気事業者が調達価格の改定がなければ得られるはずであった利益を賠償する」等調達価格の改定により下がった調達価格分について何らかの負担を求める旨の規定を追加して本契約の締結を求めたとしても、当該規定は、実質的にみて特定契約締結拒否事由である電気事業者「の責めに帰すべき事由によらないで生じた損害を賠償すること」（再エネ特措法施行規則第4条第1項第1号ハ(1)）に該当すると考えられることから¹³、乙は当該契約書に基づく特定契約の締結を拒否することができる。

第2項

電気事業者の実務上、調達した電気料金の支払い方法としては、①毎月の決まった日に支払うとする方法と、②検針日を基準として○日以内に支払うとする方法の2通りが存在する。本契約においては、この2通りの場合を想定した選択的規定となっており、具体的な支払日については、再エネ特措法第4条第1項・同施行規則第4条第1項第2号ハの規定に反しない限度で乙がその実務を踏まえて指定することを想定している。

なお、振込先の預貯金口座は、甲が指定することとしており、甲以外の預貯金口座を振込先として指定することも可能である¹⁴が、電気事業者の事務負担に

¹² 資源エネルギー庁ホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」よくある質問 Q1 3-4 (<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/faq.html#3-4>) 参照

¹³ パブコメ回答3. 90・91番（52頁）

¹⁴ パブコメ回答3. 85番（51頁）

配慮する趣旨から、その指定口座は一つでなければならない（再エネ特措法第4条第1項・同施行規則第4条第1項第2号ハ）。

第3項

乙が、その調達した再生可能エネルギー電気料金の支払いが遅滞した場合における遅延損害金の規定である。

遅延損害金の規定は特定締結拒否事由には該当しない¹⁵ところ、その利率については、甲に損害が生じる範囲内の割合を記入することを想定している。具体的には、例えば甲が金融機関等から借入を行っている場合は、乙が支払う料金がその返済の原資となることから、乙による料金支払いの遅滞により甲の金融機関に対する借入債務の履行遅滞が発生する結果、甲が支払義務を負う遅延損害金の利率を参考にすることを想定している。

なお、甲の責めに帰すべき事由により支払いの遅滞が生じた場合は、遅延損害金の支払義務は生じないが、不可抗力による場合は、免責されない（民法第419条第3項参照）。

第1.5条（他の電気事業者への電気の供給）

1. 甲は、本発電設備において発電する電気のうち受給電力以外について、乙以外の電気事業者に供給（一般社団法人日本卸電力取引所又は将来において設立される卸電力取引所を通じた供給を含む。）することができる。
2. 甲は、乙以外の電気事業者との間で、特定契約を締結し、又はその申込みをしている場合には、別途乙及び当該乙以外の電気事業者それぞれにそれぞれ供給する予定の一日当たりの再生可能エネルギー電気の量（以下「予定供給量」という。）又は予定供給量の算定方法（予定供給量を具体的に定めることができる方法に限る。）をあらかじめ定めるものとする。
3. 甲は、本契約に基づく受給電力の供給を行う各日（以下「供給日」という。）の前日の〇時以降、前項に基づき通知した予定供給量又はその算定方法を変更してはならない。
4. 前二項に定めるほか、甲が本発電設備において発電する電気を乙及び乙以外の電気事業者に供給するために必要な事項については、別途甲乙間で誠実に協議の上定めるものとする。
5. 甲は、予定供給量をあらかじめ定めた場合において実際の供給量と予定供給量が異なった場合（実際の供給量が0となった場合を含む。）であっても、乙に対し、損害賠償その他一切の支払義務を負わないものとする。

¹⁵ パブコメ回答3. 97番（52頁）

<解説>

第1項

特定供給者は、特定の電気事業者に対する排他的供給義務を負っていないため、甲が本契約の期間中に、他の電気事業者へ供給することができる旨を規定している。なお、卸電力取引所は取引を媒介する機関に過ぎず、卸電力取引所を利用する場合であっても、実際に供給を受ける主体は各電気事業者であることから、確認的に卸電力取引所を通じた供給の場合を含む旨を規定している。

なお、本項は、乙及び乙以外の電気事業者へ同時に供給する場合の規定であることから、甲が供給の相手方を乙から乙以外の電気事業者へ完全に変更する場合は、本項ではなく、第5.1条第3項に基づき行うこととなる。詳しくは同項の解説をご参照いただきたい。

第2項から第4項

乙以外の他の電気事業者へ供給する場合の一定の規律については、法第4条第1項・同施行規則第4条第1項第2号へに規定している。具体的には、以下のとおりである。

- ① 甲が供給する前に予定供給量又は予定供給量の算定方法（例えば発電量の〇%）をあらかじめ定めること、
- ② ①で定めた内容について、甲は再生可能エネルギー電気を供給する日の前日における乙が指定する時以後は変更を行わないこと

第2項から第3項は、当該規定を踏まえた規定である。

①に関しては、例えば、1000kWの発電設備に関し、300kWまでは乙以外の電気事業者へ供給し、300kWを超えて発電した残りの電気については、乙へ供給するという合意も、予定供給量又は予定供給量の算定方法を定めているといえる。

また、②に関し、第3項で「供給日の前日の〇時以降、」とあるのは、上記のとおり乙が指定することを想定しており、託送供給約款上、乙以外の電気事業者が乙に対して発電計画に関する翌日計画の通知期限が午前12時までとなっていることから、遅くともその時間以降は変更を行わないことを想定している。

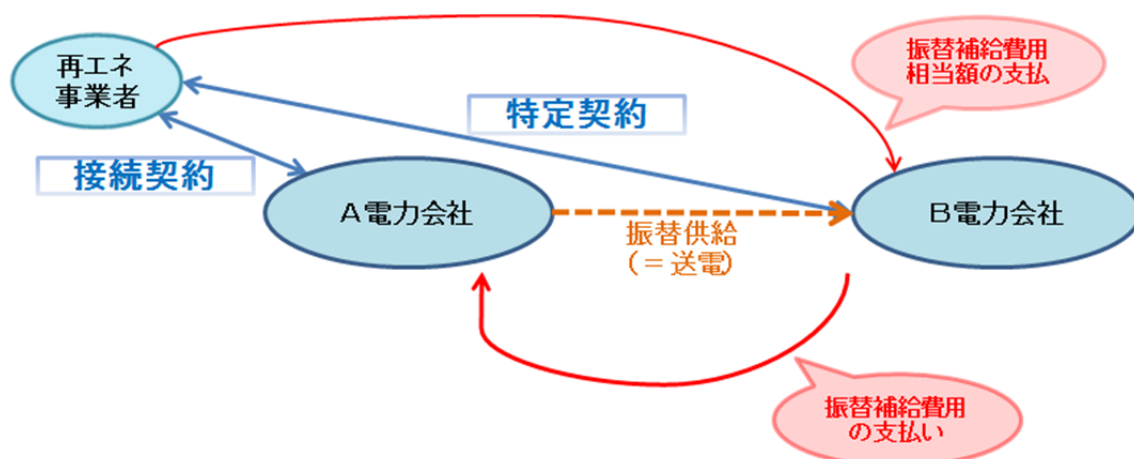
乙以外の電気事業者へ供給をする際の細則については、乙及び乙以外の電気事業者との間で適用される託送供給約款の規定に反することとならない範囲内（再エネ特措法第4条第1項第4号ロ）で、別途甲及び乙協議の上決定することとしている（第4項）。

第5項

前述のとおり、再エネ特措法上、特定供給者は一定の数量的供給義務を負っていない。第2項に基づき乙に対する予定供給量をあらかじめ定めた場合であっても、甲が乙に対して数量的供給義務を負う趣旨ではないことを明確にする趣旨の規定である。

なお、乙以外の電気事業者との間においても、甲は、数量的供給義務を負わないものの、別途実際の供給量と予定供給量が異なった場合に振替補給費用相当額の支払が必要となる点には留意が必要である（法第4条第1項・施行規則第4条第1項第2号ホ）。

【振替補給費用相当額の支払いのイメージ】



- ※ **振替補給費用**：B電力会社が、A電力会社から
- ①再生可能エネルギー電気の供給を受けるために必要な振替供給に係る費用であって、
 - ②振替供給を受ける予定の電気の量（前日までに通知）より実際の供給量が下回って不足が生じた場合に、その不足を補うためにその下回った量の電気の供給を受けるために必要な費用のことをいう。

第2章 系統連系に関する事項

第 2.1 条（系統連系に関する基本事項）

甲は、本発電設備と乙の電力系統との連系につき、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号、その後の改正を含む。）、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインのほか、監督官庁、業界団体又は乙が定める系統連系に係る業務の取扱いや技術要件に関する規程等を遵守するものとする。但し、かかる規程等と本契約の規定に齟齬が生じた場合には、適用法令（甲若しくは乙又は本契約に基づく取引につき適用される条約、法律、政令、省令、規則、告示、判決、決定、仲裁判断、通達及び関係当局により公表されたガイドライン・解釈指針等をいう。以下同じ。）に抵触しない限り、本契約の規定が優先するものとする。

<解説>

第 1 項

本発電設備と乙の電力系統の連系に関し「監督官庁が定める規程」、「業界団体が定める規程」及び「乙が定める規程」等を遵守するが、本契約とそれらの規程との間に齟齬があった場合、以下の順で優先順位が決定される旨を規定している。

- ① 「適用法令」 = 「監督官庁が定める規程」
- ② 「本契約の規定」
- ③ 「業界団体が定める規程」及び「乙が定める規程」

「適用法令」及び「監督官庁が定める規程」には、i)電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）、ii)ii)の詳細を定めている電気設備の技術基準の解釈（経済産業省）、及び iii)電力品質の確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（資源エネルギー庁）等が妥当する。

また、「業界団体が定める規程」には、i)「系統連系規程」（社団法人日本電気協会）ii)「電力系統利用協議会ルール」（一般社団法人電力系統利用協議会）等が考えられる。「乙が定める規程」については、各一般電気事業者が、電力系統利用協議会ルール等を踏まえ、公平性・透明性を確保することを目的に、それぞれ策定している系統連系に関する規程¹⁶や、発電設備系統連系サービス要綱等が含まれる。

¹⁶ その名称は、「系統アクセスルール」、「系統アクセスマニュアル」等様々である。

【参考】系統連系工事の主体について

本発電設備と乙の電力系統を連系する工事については、

- ① 第 2.2 条第 1 項及び第 2 項に基づきすべて乙が行う場合（本発電設備側に設置する系統連系に必要な機器の設置工事は不要）、
- ② 第 2.2 条第 1 項及び第 2 項に基づき乙が工事を行い、第 2.3 条第 1 項に基づき本発電設備側に設置する系統連系に必要な一部の機器（例えば、昇圧のための変圧器等）の設置を甲が行う場合、
- ③ 第 2.2 条第 1 項に相当する工事を第 2.3 条第 1 項に基づき甲が行い、電力系統側の工事を第 2.2 条第 2 項に基づき乙が行う場合、又は
- ④ 第 2.3 条第 1 項に基づきすべて甲が行う場合（自動電圧調整器（SVR）の設置、変電所の変圧器の増設、送配電線の張替や増強等の電力系統側の工事は不要）が考えられる。

本契約書の前提である 500Kw 以上の発電設備との関係でいえば、一般的には②又は③に該当するケースが多いとされる。

系統連系工事のうち、電力系統側の工事については乙が行うものの、第 2.2 条第 1 項に相当する工事について甲乙いずれがその工事主体となるかについては、両者の協議事項である¹⁷。もっとも、甲自らがその工事を行うことが困難な事情がある場合（例えば、本発電設備と電気事業者の電力系統への接続箇所となる送配電線又は変電所とを接続するための線（以下「電源線」¹⁸という。（第 2.2 条第 1 項第(i)号参照）の敷設のために必要な用地や許認可の取得等が甲には困難である場合）であって、かつ甲が当該系統連系にかかる費用を負担することを明らかにしているにもかかわらず、乙が当該工事を行うことを拒む場合においては、事実上乙が正当な理由なく接続を拒んでいると解釈すべき場合もありうる。

¹⁷ パブコメ回答 3.137・138 番（57 頁）

¹⁸ 厳密に言えば、電源線は、原則として一番目の変電所までを言うことから（電源線に係る費用に関する省令（平成 16 年経済産業省令第 119 号）第 1 条第 2 項参照）、仮に送配電線に接続を行った場合は、当該接続ポイントから一番目の変電所までも電源線の範囲に含まれることとなる。もっとも、系統の連系にあたり、仮に当該接続ポイントから一番目の変電所までの送配電線について張替や増強等が必要となった場合には、コストの観点から接続ポイントを一番目の変電所に変更して系統の連系を行うことが通常であり、電源線の「設置又は変更」の費用との関係でいえば、電源線を上記のように定義すれば足りると考えられる。

第 2.2 条（乙による系統連系のための工事）

1. 乙は、本発電設備を乙の電力系統に連系するため、次の各号に掲げる工事の具体的内容及びその理由、甲に負担を求める概算工事費及びその算定根拠、所要工期並びに甲において必要となる対策等を、合理的な根拠を示して甲に書面にて通知し、甲の同意を得た上で当該工事を行うものとする。この場合、甲は乙に対し、必要な説明及び資料の提示並びに協議を求めることができるものとする。
 - (i) 電源線（電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号、その後の改正を含み、以下「施行規則」という。）第 5 条第 1 項第 1 号に定める意味による。）の設置又は変更
 - (ii) 本発電設備と被接続先電気工作物（施行規則第 5 条第 1 項第 2 号に定める意味による。）との間に設置される変圧器等の電圧の調整装置の設置、改造又は取替え
 - (iii) 電力量計の設置又は取替え
 - (iv) 本発電設備と被接続先電気工作物との間に設置される乙が本発電設備を監視、保護若しくは制御するために必要な設備又は甲が乙と通信するために必要な設備の設置、改造又は取替え
2. 乙は、前項に掲げる工事のほか、本発電設備を乙の電力系統に連系するための電力系統の増強その他必要な設備の工事であって、甲を原因者とする工事について必要と認めるときは、その工事が甲を原因者とするものであること、工事の具体的内容及びその理由、甲に負担を求める概算工事費及びその算定根拠、所要工期並びに甲において必要となる対策等を甲に書面にて通知し、甲の同意を得た上で当該工事を行うものとする。甲は、乙に対し、必要な説明及び資料の提示並びに協議を求めることができるものとする。
3. 甲は、前二項に基づき乙が行う工事（以下、総称して「本件工事」という。）の内容に同意した場合には、甲が同意した金額（以下「工事費負担金」という。）を、別途甲乙間で締結する工事費負担金に関する契約に従い、乙が別途指定する口座宛に入金するものとする。【乙は、本項に従い工事費負担金が入金されたことを確認した後、本件工事に着手するものとする。【工事費負担金入金前に工事に着手する場合は削除。】】
4. 乙は、本条第 1 項及び第 2 項に基づき甲の同意を得た内容に従い、本件工事を○年○月○日（以下「竣工予定日」という。）までに完了させるものとする。乙は、別途甲乙間で合意したところに従い、甲に対し、本件工事に必要な用地の取得状況その他本件工事の進捗状況を報告するものとし、本

件工事が竣工予定日までに完了しなかったことにより甲に損害等が生じた場合には、これを賠償するものとする。但し、乙は、天災事変その他乙の責めによらない理由により本件工事の工程の遅延が生じる場合には、遅滞なくこれを甲に通知して、竣工予定日の延期を求めることができるものとする。この場合、甲は、合理的な理由なく当該延期の請求にかかる承認を拒絶、留保又は遅延しないものとするが、乙に対し、その工程の遅延の原因や新たな竣工予定日等必要な説明及び資料の提示並びに協議を求めることができるものとする。なお、甲がかかる竣工予定日の延期を承認した場合には、竣工予定日は当該承認内容に従い変更されるものとする。

5. 前項但し書きの規定にかかわらず、乙は、天災事変その他乙の責めによらない理由により、甲の同意を得た内容に従った本件工事の遂行が著しく困難であることが判明した場合、速やかにその旨を甲に対し通知するとともに、本件工事に係る工事設計の変更が必要と考える場合には、その旨及び必要な変更の内容を甲に通知するものとする。この場合、甲及び乙は、工事設計内容の変更を含む善後策について、誠実に協議するものとする。
6. 乙が本件工事に着手した後、甲が本発電設備に係る発電の計画の内容を変更する場合には、甲は事前に乙に協議を求めるものとし、かかる計画の変更により乙に損害等が発生した場合、甲は乙に対し、これを賠償するものとする。
7. 乙は、本件工事に要する費用が工事費負担金の額を上回ることが見込まれる場合、又は本件工事に要する費用が工事費負担金の額を上回った場合には、速やかにその理由、甲に負担を求める金額及びその算定根拠を甲に通知し、増加額についての同意を求めるものとする。甲は、当該増加額が乙の責めに帰すべき事由によって生じた場合を除き、合理的な理由なく当該同意を拒絶、留保又は遅延しないものとするが、乙に対し、必要な説明及び資料の提示並びに協議を求めることができるものとする。
8. 本件工事に要した費用が、(i)工事費負担金の額を上回った場合には、前項に従い、当該増加額についての同意を拒絶、留保又は遅延することにつき合理的な理由がある場合を除き、甲は前項に基づく乙の請求に従い、直ちに不足額を乙に支払うものとし、(ii)工事費負担金の額を下回った場合には、乙は、本件工事竣工後遅滞なく、剰余額を甲に支払うものとする。

<解説>

本契約は、前述のとおり、甲の資金調達の便宜の観点から、発電設備の建設工事着工前に締結することを前提としている。そのため、本契約の締結時点においては、系統連系工事の具体的内容が合意されていないことを前提に、乙が行う本発電設備を電気事業者の電力系統に連系するために必要な工事の費用負

担等について規定している。

なお、場合によっては、本契約の締結に先行して発電設備の建設着工、及び系統連系工事を行うことも考えられる。この場合、甲及び乙は本契約の締結に先行して、工事費負担金に関する契約（第 3 項参照）を締結することとなる。工事費負担金については接続に関する事項であって（再エネ特措法第 5 条第 1 項第 1 号、同施行規則第 5 条参照）、本来的には接続契約の一部を構成するものであることから、本契約の締結に先行して工事費負担金に関する契約を締結する場合であっても、本条の規定を踏まえた内容とすることが望ましい。

第 1 項

電気事業者は、再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項において具体的に規定する接続に必要な費用を負担しない場合は、接続を拒否することができる（再エネ特措法第 5 条第 1 項第 1 号）。これを踏まえ本項は、同施行規則記載の費用に関し甲が負担することとしている。同施行規則には、電源線、又は本発電設備と電気事業者の電力系統への接続箇所との間に設置される設備の設置等の費用を規定している。

また、電気事業者の説明責任を規定する再エネ特措法施行規則第 5 条第 2 項を踏まえ、乙が「工事の具体的内容及びその理由、甲に負担を求める概算工事費及びその算定根拠、所要工期並びに甲において必要となる対策等を、合理的な根拠を示して甲に書面にて通知」し、「甲は、乙の書面による回答結果を踏まえ、当該回答の合理性等に関して疑義がある場合は追加の説明や資料の提出又は協議を求めることができる。」こととしている。

なお、甲に負担を求める概算工事費及びその算定根拠については、相見積もりを取れる程度に詳細である必要がある¹⁹。乙が示すべき概算工事費及びその算定根拠の具体的な内容については、資源エネルギー庁ホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」よくある質問 Q1 1-11

（<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/faq.html#1-11>）をご参照いただきたい。また、追加の説明や資料の提出については、例えば対策工事の必要性・合理性を確認するため、設計図書の提示を求めること等ができる。

第 2 項

再エネ特措法施行規則第 6 条第 5 号又は第 6 号に基づく接続拒否を回避するために必要な費用を特定供給者が負担する場合の規定である。

電気事業者は、既存の系統の状況を前提に、特定供給者からの接続の請求に応じることにより、特定供給者の接続希望地点における変電所や送配電線又は

¹⁹ パブコメ回答 3.116・117 番（54 頁）、121・122 番（55 頁）

電気事業者管内全体の受け入れることができる電気の量を超えた電気の供給を受けることとなることが合理的に見込まれる場合、接続を拒否することができる（再エネ特措法施行規則第6条第5号、同第6号）。もっとも、そのような場合であっても、電力系統側での一定の対策、すなわち変電所の変圧器の増設や送配電線の張替工事、蓄電池の設置等を行うことによって接続が可能となる場合があり、その場合、それらの工事費用を特定供給者が負担することによって接続拒否事由が認められないこととなる。本項は、このような場合に特定供給者である甲が負担する費用についての規定である²⁰。

但し、当該費用については、再エネ特措法施行規則第5条第1項に規定する費用と異なり、乙が負担すべき場合もある。例えば、送配電線の増強が必要となる場合であっても、送配電線の老朽化により早晚張替の必要があるような場合に、当該工事にかかる費用全額の負担全額を乙に求めることは妥当ではない。このため、電力系統側の工事に係る費用を甲が負担するのは、甲が原因者である場合に限定すべきであり、本項において「甲を原因者とする工事」としているのは、その点を明確化する趣旨である。

なお、書面による説明、回答後の追加説明・追加資料の提出及び協議については、前項に準じた規定を置いており、その考え方については、前項の解説をご参照いただきたい。

第3項

前2項に基づき甲が負担する工事費負担金は、別途甲及び乙で締結する工事費負担金契約に従い、乙が指定する口座への振り込みによること、及び前払いであることを規定している。

もっとも、実務上、実費弁済の合意（工事費負担金の入金前に発電事業を断念した場合には、それまでに乙が甲のために費やした費用全額を甲が弁済する旨の合意。）をした上で、工事費負担金の入金前に乙が先行的に工事に着手することもある。特に大規模な発電事業の場合であって、甲が負担する工事費負担金が高額となるような場合においては、工事の進捗状況に応じて支払いを行うことが実務的に行われているところである。前払いとしない場合は、前払いに関する文言を削除することとなるが、本契約自体が実費弁済の合意を包含する（第5.1条第3項但し書き参照）と考えられることから、改めて実費弁済の合意をする必要性はないと思われる。

なお、工事費負担金に関する契約については、当然のことながら、本契約と矛盾・齟齬のない内容であることを想定している。

²⁰ なお、施行規則第5条第1項と同第6条第5号・第6号との関係については、パブコメ回答3.126番（55頁）・同233番（67頁）も併せてご参照いただきたい。

なお、甲が本件工事の内容及びその金額に同意したにかかわらず、合理的な理由なく不当に長期にわたり工事費負担金を支払わないような場合には、再エネ特措法施行規則第5条第1項に規定する費用（第1項）を支払わないとして、又は接続拒否を回避するための費用（第2項）を支払わないことにより施行規則第6条第5号若しくは同第6号に該当するとして、接続拒否事由に該当すると解釈すべき場合もありうる（再エネ特措法第5条第1項第1号、同施行規則第5条第1項・同法第5条第1項第3号、同施行規則第6条第5号、第6号）。

第4項

竣工予定日、すなわち乙による系統連系工事の完了日を定めた規定である。また、竣工予定日が遅延した場合、原則として乙が甲に生じた損害の賠償をする必要があるが、天災事変その他乙の責めに帰すべき事由によらない場合において、乙が遅滞なくその旨を甲に通知し甲が竣工予定日の延期を承認した場合には、乙は竣工予定日の遅延により甲に生じた損害賠償の責任を負わないこととなる。「乙の責めに帰すべき事由によらない場合」とは、例えば、本件工事に要する費用が工事費負担金の額を上回ることが見込まれたため、乙が甲に対し第7項に基づき増加額の同意を求めているにもかかわらず、甲が合理的な理由なくその増加額の同意及びその支払いがないため、乙が本件工事を一旦中断して、その結果竣工予定日が遅延した場合が考えられる（甲が増加額について合理的な理由に基づき同意しない場合においては、その同意及び支払いがないことを理由として本件工事を中断して、その結果竣工予定日が遅延した場合は、「乙の責めに帰すべき事由によらない場合」とはいえない。）。

この場合、甲は合理的な理由がない限りはその承認を拒絶してはならない。当該承認を拒絶することについて合理的な理由がある場合とは、工事遅延の原因に比して不当に長期の竣工予定日の延期を求められた場合等が考えられる。なお、甲は、その合理性を判断するため、乙に対して必要な説明や協議等を求めることができる。

また、甲が一旦本発電設備の発注をした後で本件工事の不能、遅延又は電源線敷設ルートの変更等本件工事内容の変更が生じると甲が多大な損害を被る可能性がある。特に電源線敷設ルートに関する用地取得については、工事の初期に発生するものであるため、その状況を把握することは甲が設備発注のタイミングを図る上で重要となる。そこで、乙が、別途甲乙間で合意したところに従い、甲に対し、本件工事に必要な用地の取得状況その他本件工事の進捗状況を報告する旨を規定している。別途行われる甲乙間の合意については、定期的、又は甲の求めに応じて報告を行う等の合意を想定している。

第5項

単に工期の延期が必要な場合に止まらず、工事内容自体を変更せざるを得ない場合の規定である。乙の責めによらない理由により工事内容自体を変更せざるを得ない場合、乙は甲に対して速やかにその旨及び工事設計の変更が必要となる場合はその内容を通知し、甲及び乙はその善後策について誠実に協議することとしている。

工事内容自体を変更せざるを得ない場合とは、例えば、当初想定していた電源線の敷設ルート of 用地取得が困難となり、敷設ルートの変更をせざるを得ない場合等が考えられる。

なお、善後策が合意されれば、その合意内容に従った竣工予定日に変更されることとなる。

第6項

乙が本条に規定する工事に着手した後に甲が発電設備の出力を変更する等の発電計画の内容を変更する場合の規定である。この場合、その変更の程度によっては、乙による本件工事の内容を見直す必要が出てくることから、甲は変更前に乙に対し事前に協議を求めることとしている。また、既に乙が系統連系工事のための設備・機器を発注している場合も想定され、その場合は当該変更により乙に損害が生じる場合も想定されることから、甲が乙にその生じた損害を賠償することとしている。

第7項・第8項

本件工事において実際にかかった費用が既に甲が支払った工事費負担金よりも増減した場合の規定である。

(i)増加又は増加することが見込まれる場合、乙は甲に対し速やかに、その理由並びに甲に負担を求める金額及びその算定根拠を通知し、その同意を求めることとしている。この場合において、甲が同意を拒絶できるのは、①当該費用の増加が乙の責めに帰すべき事由によって生じた場合、及び②同意を拒絶等することについて合理的な理由がある場合である。同意を拒絶等することについて合理的な理由がある場合とは、例えば負担を求める金額が不当に高い等増加費用が合理的な根拠に基づいていない場合等が想定され、単に甲の資金調達先の金融機関等が同意しないということのみをもってしては合理的な理由とはいえない。なお、同意の適否を判断するため、甲は乙に対し、必要な説明や協議等を求めることができる(第7項)。その上で、①及び②に該当する場合を除き、甲は乙に対して、乙による金額等の通知後直ちに不足額を支払うこととしている(第8項)。

(ii)減少した場合は、本件工事の竣工後遅滞なく、乙が甲に対し、その剰余額を支払うことで足りる（第8項）。

第2.3条（甲による系統連系のための工事）

1. 甲は、本発電設備を乙の電力系統に連系するために必要な工事（本件工事を除く。）及び本発電設備の設置工事を○年○月○日までに完了する。上記期限までにこれらの設置工事を完了することができない場合には、甲及び乙は、当該期限の延期につき、誠実に協議するものとする。
2. 前項に定める設置工事に要する費用は、甲の負担とする。
3. 甲が本発電設備において発電する電力の受給に必要な系統連系のために設置した設備（以下「系統連系設備」という。）の所有権は、甲に帰属するものとする。
4. 系統連系設備の仕様については、適用法令に抵触しない限り、系統連系に係る業務の取扱いや技術要件について乙が公表する規程等に基づき、乙と協議の上決定するところに従うものとする。

<解説>

本条は、甲が行う、本発電設備を乙の電力系統に連系するために必要な工事及び発電設備の設置工事に関する規定である。

本条の規定について、甲が行う系統連系工事の規定よりも簡素なのは、①乙は既に工事費負担金の支払いを受けているため定期的な報告等は不要であること、②甲による工事のスケジュールについては第6.3条第1項に基づき提出され、また、当該スケジュールに重大な変更が生じる場合には、第6.3条第2項に基づき甲に報告義務を課しており、特段それ以上の規定は不要と考えられるためである。

第1項

甲が行う系統連系工事及び発電設備の設置工事の完了日に関する規定であり、これら工事を完了することができない場合は、当該期限の延期につき甲及び乙が誠実に協議することとしている。

第2項

甲が行う系統連系工事及び発電設備の設置工事に関する費用を甲が負担する旨を確認的に規定しているものである。

第3項

甲が自ら費用負担をした上で工事を行っていることから、工事により設置し

た設備の所有権は、甲に帰属することとしている。

第4項

系統連系のために設置する設備の仕様については、適用法令に反しない限り、乙が公表する規程等に基づき、協議の上決定することとなる。適用法令及び乙が公表する規程等の具体的中身については、第2.1条の解説をご参照いただきたい。

第3章 本発電設備等の運用に関する事項

第3.1条（給電運用に関する基本事項）

甲及び乙は、本発電設備及び系統連系設備に係る給電運用の詳細（乙が、乙の定める給電運用及び配電系統運用に係る規程に基づき、電力の品質維持及び保守面から甲に対して行う給電指令（配電指令）の内容及び甲における対応その他の事項をいう。）について、別途誠実に協議の上、給電運用に関する協定書を締結するものとし、甲は、当該協定書に従い、本発電設備及び系統連系設備に係る給電運用を行うものとする。但し、当該協定書と本契約の規定の間に齟齬が生じた場合には、本契約の規定が優先するものとする。

<解説>

前2条の工事に基づき本発電設備と電気事業者の電力系統が一旦連系された後の給電運用に関する基本的な事項について定めた規定である。給電運用については、甲及び乙誠実に協議の上、給電申合書等の協定書を締結するが、本契約と協定書との間に齟齬があった場合、本契約の規定が優先することとなる。

第 3.2 条（出力抑制）

1. 乙が、施行規則第 6 条第 3 号イに定める回避措置（同号において「当該接続請求電気事業者」とあるのは、「乙」と読み替える。以下同じ。）を講じたとしてもなお、乙の電気の供給量はその需要量を上回ることが見込まれる場合、甲は、乙の指示（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、乙が自ら用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力も本発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われる指示に限る。）に従い、本発電設備の出力の抑制を行うものとし、甲は、かかる出力の抑制を行うために必要な体制を整備するものとする。甲は、乙からかかる出力の抑制（各年度（毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月末日までをいう。）30 日を超えない範囲内（本契約の締結日を含む年度については、〇日【注：日割計算又は乙の出力抑制の頻度及び発生時期等を踏まえ合理的に算定された日数を記入。】を超えない範囲内。）で行われるものに限る。）の指示がなされた場合において、乙が甲に書面により、当該指示を行う前に回避措置を講じたこと、当該回避措置を講じてもなお乙の電気の供給量はその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的であったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合には、当該出力の抑制により生じた損害の補償を、乙に対して求めないものとする。
2. 乙は、施行規則第 6 条第 3 号ロ(1)又は(2)に掲げる場合（乙の責めに帰すべき事由によらない場合に限る。）には、本発電設備の出力の抑制を行うことができるものとする。甲は、乙が甲に書面により当該出力の抑制を行った合理的な理由を示した場合には、当該出力の抑制により生じた損害の補償を、乙に対して求めないものとする。
3. 甲は、施行規則第 6 条第 3 号ハ(1)又は(2)に掲げる場合には、乙の指示に従い、本発電設備の出力の抑制を行うものとする。甲は、乙から当該出力の抑制の指示がなされた場合において、乙が甲に書面により当該指示を行った合理的な理由を示した場合には、当該出力の抑制により生じた損害の補償を、乙に対して求めないものとする。
4. 本条第 1 項から前項までにおいて甲が当該出力の抑制により生じた損害の補償を乙に対して求めないものとされている場合以外の場合において、乙が行った本発電設備の出力の抑制、又は乙による指示に従って甲が行った本発電設備の出力の抑制により、甲に生じた損害について、甲は、乙に対し、当該出力の抑制を行わなかったとしたならば甲が乙に供給したであろうと認められる受給電力量に、電力量料金単価を乗じた金額を上限として、その補償を求めることができ、乙は、かかる補償を求められた場合には、これに応じなければならない。但し、本契約の締結時において、甲及び乙のいずれもが

予想することができなかつた特別の事情が生じたことにより本発電設備の出力の抑制を行い、又は、乙による指示に従って甲が本発電設備の出力の抑制を行った場合であつて、当該特別の事情の発生が乙の責めに帰すべき事由によらないことが明らかな場合については、この限りでない。

5. 前項に定める「当該出力の抑制を行わなかつたとしたならば甲が乙に供給したであろうと認められる受給電力量」の算定は、【出力抑制が行われた日時における実際の【日射量/風速】を基礎として、本発電設備において同程度の【日射量/風速】であった場合の発電電力量として甲が合理的に算定した値、又は当該出力の抑制が行われた季節、時間における本発電設備の平均的な発電電力量として甲が合理的に算定した値、その他甲が合理的に算定した値/甲及び乙協議の上合理的に算定した値】に従うものとする。甲は、前項に定める補償を乙に求めるに際し、当該算定の根拠資料を、乙に対して提示するものとする。
6. 甲は、前二項に基づく補償金については、月単位で乙に請求するものとし、甲は出力抑制が行われた日の属する月の翌月〇日（以下「請求期限日」という。）までに乙に請求書を交付し、乙は同月〇日（〇日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）までに第 1.4 条に定める料金の支払の方法に従い甲に支払うものとする。但し、請求期限日までに甲が請求書を乙へ交付しなかつた場合は、乙は請求書の受領後 10 営業日以内に支払うものとする。
7. 乙は、本発電設備の出力の抑制を行い、又は甲に対し当該出力の抑制の指示を行った場合には、可能な限り速やかに、当該出力の抑制の原因となつた事由を解消し、甲からの受給電力の受電を回復するよう努めるものとする。

<解説>

本発電設備を電気事業者の系統へ接続した後における出力の抑制に関する規定であり、再エネ特措法施行規則第 6 条第 3 号の規定を踏まえた規定である。本条に規定する「出力の抑制」とは、認定発電設備の出力を下げるのみならず認定発電設備と電力系統とを電氣的に切り離すこと、すなわち解列することも含んだ概念である。また、出力の抑制は、①電気事業者の指示に基づいて特定供給者が行うもの、又は②電気事業者が直接行うものを言うため、認定発電設備の電圧が一時的に上昇又は低下したことにより、当該発電設備が自動的に電圧を調整する場合は含まれない。なお、発電設備が自動的に電圧を調整する場合については、第 4.2 条第 2 項及び第 3 項の解説もご参照いただきたい。

第 1 項

再エネ特措法施行規則第 6 条第 3 号イを踏まえた規定である。

すなわち、以下の場合には、年間 30 日を限度として、補償なく出力の抑制を

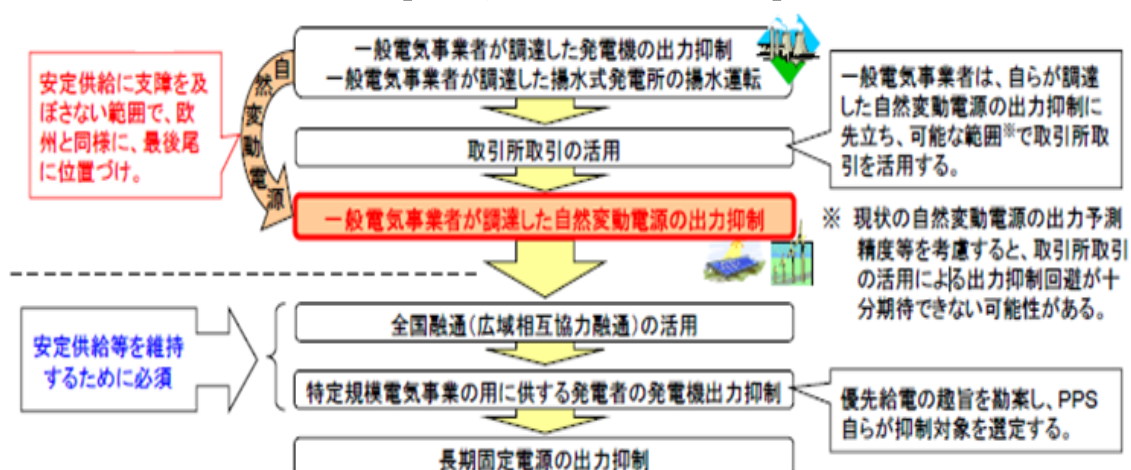
行うことができる旨を規定している。

- ①乙が、「回避措置」を講じたとしてもなお、乙の供給区域全体の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、
- ②乙が甲に書面により、当該指示を行う前に回避措置を講じたこと、当該回避措置を講じてもなお乙の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的であったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合

従って、仮に①乙が出力の抑制を行うに際して「回避措置」を講じていたとしても、②「回避措置」を講じた上で出力の抑制を行ったことや当該出力抑制の合理性を書面で出力抑制の指示の後遅滞なく示さなかった場合には補償が必要となる（第3.2条第4項・第1項）。

「回避措置」を講じることが出力の抑制の前提となっているのは、再生可能エネルギーの出力抑制を極力回避するといういわゆる優先給電ルールに基づくものである。「回避措置」とは、i)火力発電等の調整電源の出力抑制を安定供給上支障があると判断される限度まで行い、かつ揚水式水力発電の揚水運転を行うこと（揚水運転は、水のくみ上げを電気で行うものであるため、それによって需要が増加することとなる。）、及び ii)取引所取引等を活用した上で供給量を上回る電気を売電する申込みを行うことをいう。

【優先給電ルールについて】



また、乙が甲に対し示す書面については、具体的には以下の書面を想定している²¹。

回避措置を講じたこと、当該回避措置を講じてもなお乙の電気の供給量がそ

²¹ パブコメ回答 3.149 番（58 頁）

の需要量を上回ると見込んだ合理的な理由については、

- a) 需給バランス（風力及び太陽光発電の出力の抑制を指令した時点での需給バランス等）を示すデータ、
- b) 全発電機の運転状況、調整電源に関する出力抑制や揚水式水力発電所の揚水運転の具体的内容及び取引所取引等の活用状況を示す資料、

出力抑制の指示が合理的であったことについては、

- a) 甲に対する抑制の指示の具体的内容を示す文書、
- b) 出力の抑制の指示が合理的であったことを示す文書

更に、本項においては、出力の抑制を行うために必要な体制の整備を甲が行う旨を規定している。ここでいう、出力の抑制を行うために必要な体制とは、①電話通信設備を用いて行われる場合は、電話通信設備及び発電設備側で電気事業者から抑制に応じるための人員をいい、②出力抑制制御装置を用いて行われる場合は、出力抑制制御装置及び出力抑制の指令を行うための情報伝送装置をいう²²。①の場合、前日時点での指示が原則となることから現状太陽光及び風力発電に関する発電量の予測精度を前提とすると、どうしても一定の余裕を見て出力の抑制の指示を行わざるを得ない。従って、リアルタイムで行うことで実際の必要量のみを抑制することが可能となる②の場合が、実際の出力抑制の頻度は少ない場合が多いといえる。他方、②の場合①の場合よりも初期コストがかかることとなり、また電気事業者側のシステム構築が追いついていない場合もある。従って、①又は②いずれを整備するかについては、これらの観点も踏まえつつ、甲乙協議の上決定されることとなる。

なお、乙が、再生可能エネルギー発電設備の種類ごとに経済産業大臣の指定を受けた電気事業者であって、当該指定後甲が、年間30日を超えて出力の抑制を行わなければ追加的に再生可能エネルギー電気を受入れることが出来なくなった乙に対して接続を行おうとする場合に、本項に基づき行われる出力の抑制について、日数の上限なく補償を求めないことに同意しない場合、乙は甲による接続の申込みを拒否することができるとする再エネ特措法施行規則の改正を行う予定である。本改正が適用される場合は、本項中「(各年度（毎年4月1日から翌年の3月末日までをいう。）30日を超えない範囲内（本契約の締結日を含む年度については、〇日を超えない範囲内。）で行われるものに限る。）」との文言を削除して規定することとなる。なお、現時点では、乙が北海道電力株式会社である場合であって、乙が500kW以上の太陽光発電設備について特定供給者との間で接続することを約した量が70万kWに到達した後に出力が500kW以上

²² パブコメ回答3.193番（62頁）参照

の太陽光発電設備を用いて発電を行おうとする甲が接続を行おうとする場合に
限られる。但し、この場合であっても、従来どおり乙が回避措置を講じたこと、
及び乙が本項に規定する書面による合理的な説明を行うことが補償が不要とな
る条件となる。

ちなみに、本項と異なる規定を設けること（例えば、補償が不要となる出力
抑制の日数を変更することや時間単位とすること）は、甲及び乙が合意する限
りにおいて妨げられるものではない。

なお、本発電設備が、500kW 以上の太陽光及び風力発電設備以外の場合は、
本項は適用対象外であるため、本項を削除することとなる。

第 2 項

再エネ特措法施行規則第 6 条第 3 号ロを踏まえた規定である。

すなわち、以下の場合においては、乙が補償なく本発電設備の出力の抑制を
行うことができることとしている。

- ①i)天災事変により、被接続先電気工作物の故障又は故障を防止するための装
置の作動により停止した場合、又は
- ii)人又は物が被接続先電気工作物に接触した場合等人の生命及び身体を保
護する必要がある場合（ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合に
限る。）において、
- ②乙が甲に書面により当該出力の抑制を行った合理的な理由を示した場合

被接続先電気工作物とは、「特定供給者が自らの認定発電設備と電氣的に接続
を行い、又は行おうとしている接続請求電気事業者の事業の用に供する変電用、
送電用又は配電用の電気工作物」（第 2.2 条第 1 項第(ii)号、再エネ特措法施行規
則第 5 条第 1 項第 2 号）をいうため、接続地点である変電所又は送配電線のみ
ならず、その上位の系統である変電所や送電線も含まれる。

なお、②についてであるが、当該出力の抑制を行ったことの合理的な理由と
しては、①に規定する事由が発生したことに加えて、系統の切り替え等を行っ
たとしても本発電設備の出力の抑制を回避することが困難であったこと等が考
えられる。従って、事故等の発生が接続地点の変電所又は送配電線よりも上位
の系統になればなる程、系統の切り替え等の対策によって本発電設備の出力の
抑制を回避することが可能となる可能性が高まることから、その合理性につい
てより丁寧な説明が求められることとなる。

第 3 項

再エネ特措法施行規則第 6 条第 3 号ハを踏まえた規定である。

すなわち、以下の場合においては、乙が補償なく本発電設備の出力の抑制を行うことができることとしている。

- ①i)被接続先電気工作物の定期的な点検を行うため、異常を探知した場合における臨時の点検を行うため又はそれらの結果に基づき必要となる被接続先電気工作物の修理を行うため必要最小限度の範囲で乙が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合、又は
- ii)甲以外の者が用いる電気工作物と被接続先電気工作物とを電氣的に接続する工事を行うため必要最小限度の範囲で乙が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合において、
- ②乙が甲に書面により当該出力の抑制を行った合理的な理由を示した場合

なお、①i)について、従来の知見をもとに設定している取替のメルクマールに基づき、点検を経ないで被接続先電気工作物の工事を行う場合については、そのメルクマールに合理性が認められる限りにおいて、定期的な点検の結果に基づき必要となる被接続先電気工作物の工事と解釈することが可能である。

また、①ii)について、「甲以外の者が用いる電気工作物」とは、その文言上乙が用いる電気工作物、すなわち被接続先電気工作物も含む概念である。従って、ここでの工事は、被接続先電気工作物同士の電氣的な接続工事も含むこととなるが、その際の出力の抑制は必要最小限度である必要がある。

被接続先電気工作物の解釈及び書面による説明の内容に関する合理的な理由の考え方については、前項をご参照いただきたい。

第4項

再エネ特措法施行規則第6条第3号ニを踏まえた規定である。

すなわち、本項は、第1項から第3項において補償が不要とされている場合以外の場合において出力の抑制を行った場合には、当該出力の抑制が行われなかったとすれば甲が乙に供給することができた電気の量に、電力料金単価を乗じた金額、すなわち甲が得ることができたであろう売電収入相当額を上限として補償を求めることができる旨を規定している。第1項から第3項以外の場合に行われた出力の抑制であっても例外的に補償が不要となる「甲及び乙のいずれもが予想することができなかつた特別の事情」による場合とは、本契約締結時点では全く想定できない非常に極端な需要の減少が発生した場合等、極めて例外的な場合に限られる²³。

²³ パブコメ回答 3.208 番 (64 頁) 参照

第5項

前項に基づき補償する場合における売電収入相当額の算定方法を規定している。本項は、「甲が合理的に算定した値」のみならず、「甲及び乙協議の上合理的に算定した値」も選択肢の一つとして規定しているのは、常に甲の側で合理的な算定が可能とは限らない点を考慮したものである。もっとも、本項に基づく補償については、乙側の事情に基づくものであることから、甲乙両者に帰責性が認められない電力量計の故障に関する第1.3条第4項の場合と異なる。従って、通常は、前者とすることを想定している。

本契約書は、太陽光及び風力発電設備を想定しているため、「日射量／風速」を基礎とすることとしているが、他の再生可能エネルギー発電設備については、例えば、以下のように規定することが考えられる。

【他の再生可能エネルギー発電設備に関する記載例】

■ 中小水力発電設備

「【出力抑制が行われた日時における実際の流水量を基礎として、本発電設備において同程度の流水量であった場合の発電電力量として甲が合理的に算定した値、又は当該出力の抑制が行われた季節における本発電設備の平均的な発電電力量として甲が合理的に算定した値、その他甲が合理的に算定した値／甲及び乙協議の上合理的に算定した値】」

■ 地熱発電設備

「【出力抑制が行われた日時における実際の蒸気量を基礎として、本発電設備において同程度の蒸気量であった場合の発電電力量として甲が合理的に算定した値、又は本発電設備の平均的な発電電力量として甲が合理的に算定した値、その他甲が合理的に算定した値／甲及び乙協議の上合理的に算定した値】」

■ バイオマス発電設備

「【出力抑制が行われた日時において投入を予定していた実際の燃料の量を基礎として、本発電設備において同程度の燃料の量であった場合の発電電力量として甲が合理的に算定した値、又は本発電設備の平均的な発電電力量として甲が合理的に算定した値、その他甲が合理的に算定した値、／甲及び乙協議の上合理的に算定した値】」

なお、本項は、発電設備規模等個別の事案に応じ、甲乙当事者間の交渉を通じ、より詳細かつ具体的な算定方法を明記することを排除する趣旨ではない。

第6項

第4項に基づく出力の抑制が行われた場合において、第1.4条に基づく料金の支払いと同様のキャッシュフローを確保するための規定である。従って、支払日については、第1.4条第2項に規定する料金の支払日に準じた規定とし、請求書の交付から補償額の支払いまでについては、本項但し書きを踏まえ、10営業日程度空けることを想定している。

第7項

乙による出力の抑制については、補償が必要か否かを問わず、必要最小限とすることが望ましい。そのため、本項は、乙に出力の抑制を必要最小限度に留めるべき努力義務を課す旨の規定を設けている。

第4章 本発電設備等の保守・保安、変更等に関する事項

第4.1条（本発電設備等の管理・補修等）

1. 電気工作物の責任分界点は、以下のとおりとする。責任分界点より甲側の電気工作物については甲が、乙側の電気工作物については乙が、自らの責任と負担において管理及び補修を行うものとする。

責任分界点：○○

2. 甲は、甲が保有する本発電設備又は系統連系設備に関して甲が建設・所有する一切の施設及び設備について、必要な地元交渉、法手続、環境対策及び保守等を、自らの責任で行うものとする。但し、乙が自らの責任で行うと認めたものについては、この限りでない。
3. 前二項に定めるほか、本契約に基づく電力受給に関する設備の保守・保安等の取扱いについては、別途甲乙間で締結する協定書等によるものとする。但し、当該協定書等と本契約の規定に齟齬が生じた場合には、本契約の規定が優先するものとする。

<解説>

第1項

電気工作物の責任分界点についての規定である。責任分界点が、管理・補修主体の基準となる。責任分界点については、具体的な事情に応じて両者の協議により個別具体的に決定される事項であるが、第2項に規定するとおり、基本的には、責任分界点の区分と所有区分とはパラレルに解釈されている。

第2項

甲が発電設備や甲が建設・所有する系統連系設備に関する施設や設備に関する建設や保守等については、甲が自らの責任で行う旨を規定している。本項但し書きの、「乙が自らの責任で行うと認めたもの」とは、例えば甲が建設・所有した系統連系設備の一部について、甲乙の合意により、その保守を乙が行うこととした場合等が考えられる。この場合、責任分解点の区分と所有区分とは異なることになる。

第3項

本契約に基づく電力受給に関する設備の保守・保安等の取扱いの詳細については、別途甲乙間で協定書等を締結することを想定した規定である。但し、当該協定書と本契約書との間に齟齬が生じた場合は、本契約の規定が優先される。

第4.2条（電力受給上の協力）

1. 甲は、乙における安定供給及び電力の品質維持に必要な本発電設備に関する情報を乙に提供するものとし、その具体的内容については別途甲乙間で合意するものとする。
2. 前項に定めるほか、甲及び乙は、受給電力の受給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ等、相互に協力するものとする。
3. 本件工事及び第2.3条第1項に定める工事が完了し、本発電設備と乙の電力系統との接続が一旦確立された後においては、乙は、乙の電力系統の増強その他必要な措置に係る費用の負担を甲に対して求めることができないものとする。但し、別途甲乙間で合意した場合、又は第4.5条第2項に掲げる場合はこの限りではない。

<解説>

第1項

乙が安定供給及び電力の品質維持を図るためには、本発電設備に関する一定の情報の提供を受けることが必要となることから、その具体的な内容について別途甲乙で合意する旨を規定している。

第2項

受給電力の受給を円滑に行うために甲乙相互の協力義務を規定している。

なお、主として高圧に連系する発電設備において、系統への連系後、電圧の上昇に伴い発電設備の自動抑制が生じる場合がある。前述のとおり、かかる自動抑制は「出力の抑制」とは異なるため、第3.2条第4項に基づく補償の対象とはならない。もっとも、このような自動抑制が生じている場合には、「受給電力

の受給を円滑に行うため、」乙は甲からの申出があり次第、本項に基づき、速やかに当該電圧上昇抑制を解消するために必要な対策を検討の上、それに基づく対策を行う必要がある。対策に費用がかかる場合については、第3項の規定に従うこととなる。

第3項

一旦系統へ連系した後においては、電力系統の安定化に関する責任が電気事業者にある旨を明確にする趣旨の規定である²⁴。もっとも、一旦系統へ連系した後であっても、別途合意した場合はもちろんのこと、本項の規定に従い、甲の事情、すなわち本発電設備の出力を増強する等甲が本発電設備又は甲が保有する系統連系設備を変更することにより、乙の電力系統を増強する必要が出た場合（第4.5条第2項参照）は、甲が負担すべき費用といえる。

そこで、一旦系統へ連系した後については、原則として乙の電力系統の増強その他必要な措置に係る費用の負担を甲に対して求めることができないが、例外的に、「別途甲乙間で合意した場合」、又は「第4.5条第2項に掲げる場合」に必要な費用については甲が負担することとしている。

「別途甲乙間で合意した場合」とは、甲が乙から電気の供給を受けるための「電気供給約款」に基づく工事により、甲による負担が必要となる場合等が考えられる。

また、電圧の自動抑制を解消するための対策に係る費用については、本発電設備の出力を増強する等甲が本発電設備又は甲が保有する系統連系設備を変更することにより対策が必要となる場合は、本項の規定に従い、甲が負担すべき費用であり、それ以外の場合は、別途甲が負担する旨の合意がある場合を除き、乙が負担すべき費用となる。

第4.3条（電気工作物の調査）

1. 甲及び乙は、本契約に基づく電力受給に直接関係するそれぞれの電気工作物について、相手方から合理的な調査の要求を受けた場合は、通常の営業時間の範囲内で、かつ、当該電気工作物を用いた通常の業務の遂行に支障を及ぼすことのない態様で、その調査に応じるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、乙が保安のため必要と判断した場合には、乙（乙から委託を受けて保安業務を実施する者を含む。）は、本発電設備又は甲が維持し、及び運用する変電所若しくは開閉所が所在する土地に立ち入ることができるものとする。この場合、乙は甲に対し、緊急の場合を除き、あらかじめその旨を通知するものとする。

²⁴ パブコメ回答 3.244 番（69 頁） 参照

<解説>

第1項

甲が、保安上必要がある場合に乙の立ち入りを認める旨（第2項参照）を規定しない場合、乙は接続を拒否することができる（再エネ特措法第5条第1項第3号・同施行規則第6条第4号イ）。もともと、保安上必要がある場合のみならず、相手方の電気工作物を調査する必要がある場合も想定され、それは必ずしも乙に限られない。そこで、本項は、本契約に基づく電力受給に直接関係するそれぞれの電気工作物について、相手方から調査の要求を受けた場合は、その調査に応じる旨を規定している。ただし、その要求が濫用的とならないように、調査の要求は「合理的」なものに限るものとし、その調査は、「通常の営業時間の範囲内」、かつ、「通常の業務の遂行に支障を及ぼすことのない態様」で応じることとしている。

第2項

再エネ特措法第5条第1項第3号・同施行規則第6条第4号イを踏まえた規定である。すなわち、保安上必要がある場合に、乙が本発電設備又は甲が維持し、及び運用する変電所若しくは開閉所が所在する土地に立ち入ることができる旨を規定している。また、再エネ特措法施行規則上の規定はないものの、緊急の場合を除き、その立ち入りについては事前に通知することが望ましいと考えられることから、その旨も併せて規定している。

第4.4条（本発電設備等の改善等）

乙は、甲からの受給電力が乙の電力安定供給若しくは電力品質に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると合理的に判断する場合には、甲からの受給電力の受給を停止することができるものとする。なお、乙は甲に対し、第3.2条第4項の規定に従い甲に対し補償措置が必要な場合については、当該補償措置を行うものとする。また、乙は、甲に対し、本発電設備又は系統連系設備の改善の協議を求めることができるものとし、甲はその求めに応じ、乙と協議の上、その取扱いを決定するものとする。

<解説>

再エネ特措法及び同施行規則上、一旦系統への連系が確立された後に、事後的な制限を許容する規定は、出力抑制に関する規定（再エネ特措法施行規則第6条第3号参照）のみである²⁵。再エネ特措法施行規則第6条第3号は一定の場合

²⁵ 再エネ特措法第5条第1項第2号は、「電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。」には接続を拒否できる旨規定しているものの、本規定はあくまでも接続に際して拒否することができる事由に関するものであることから、同号に基づき一旦系統へ

に補償が必要とである旨を規定しており（第 3.2 条第 4 項参照）、なお書きはこの点を明確にしている。従って、乙が「電力安定供給若しくは電力品質に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると合理的に判断」して出力の抑制を行ったとしても、一律にその補償が不要となるのではなく、その生じた原因毎個別に再エネ特措法施行規則の出力抑制に関する規定に照らして判断し、補償の要否が決定されることとなる。

また、乙は、甲に対し、本発電設備又は甲が保有する系統連系設備の改善の協議を求めることができることとしており、その取扱いについては、甲及び乙協議の上決定することとしている。

第 4.5 条（本発電設備等の変更）

1. 甲は、本発電設備又は系統連系設備に関し、【系統連系申込書及びその添付資料【注：電気事業者各社の名称に合わせ記入。】】に記載した技術的事項を変更する場合には、系統連系に係る業務の取扱いや技術要件について乙が公表する規程等に基づき乙と協議し、乙の承諾を得た後にこれを行うものとする。
2. 前項の変更に伴い、乙の電気工作物を変更する必要がある場合には、甲は、第 2.2 条の規定に準じて乙との間で、工事費負担金に関する契約を締結し、その工事の費用を負担するものとする。
3. 本条第 1 項に掲げる場合を除き、甲は、乙の事前の承諾を得ることなく、本発電設備又は系統連系設備を変更することができる。但し、甲は、かかる変更をした場合、遅滞なく乙に対し通知するものとする。

<解説>

第 1 項

系統への連系後に甲が本発電設備又は甲が保有する系統連系設備を変更する場合において、接続に関する申込書及びその添付資料に記載した技術的事項を変更する場合は、これらの設備と連系している乙の電力系統に悪影響が及ぼすおそれがある。従って、この場合、乙による事前の承諾が必要となる旨規定している。

第 2 項

本項は、甲の事情により、乙の電気工作物を変更する必要がある場合における費用負担のあり方については、系統への連系の前後で異なることはない。前項の変更は甲の事情による変更であることから、第 2.2 条の規定に準じて、甲が

の連系がされた後に受給電力の受給停止が認められる訳ではない（パブコメ回答 3.237 番（68 頁）参照）。

当該費用を負担するということを明らかにしている。

第3項

本項は、接続に関する申込書及びその添付資料に記載した技術的事項以外の事項の変更については、乙の電力系統に悪影響が及ぼすおそれがないと考えられるため、軽微な変更にあたるとして事後通知で足りることとしている。

第5章 本契約の終了

第5.1条（解除）

1. 甲は、乙につき、以下のいずれかの事由が生じた場合には、乙に対する通知により、本契約又はこれに関連して締結された協定等（以下「本契約等」という。）を解除することができる。
 - (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算若しくはその他の倒産関連法規に基づく手続（以下、総称して「倒産手続」という。）開始の申立て、又は解散の決議を行ったとき
 - (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号、その後の改正を含む。）に基づく電気事業者としての許可を取り消されたとき
 - (3) 本契約に定める甲に対する金銭債務の履行を○日以上遅滞したとき
 - (4) その他本契約等若しくは本契約等に基づく取引又はこれらに関する乙に係る適用法令の規定に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反行為を改めない、又は止めないとき
 - (5) 反社会的勢力（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は

便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。) となったとき

- (6) 自ら又は第三者を利用して反社会的行為 (①暴力的な要求行為、②法的な責任を越えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為、及び⑤その他上記①から④までに準ずる行為をいう。以下同じ。) を行ったとき
2. 前項に基づき、甲が本契約等を解除した場合、乙は、当該解除により甲に生じた損害等を賠償するものとする。
3. 甲は、本条第1項に定める場合のほか、乙に対する〇日前までの通知により、任意に本契約等を解除することができる。但し、甲は乙に対し、当該解除により乙に生じた損害等を賠償するものとする。
4. 乙は、甲につき、以下のいずれかの事由が生じた場合には、甲に対する通知により、本契約等を解除することができる。
 - (1) 倒産手続開始の申立て、又は解散の決議を行ったとき
 - (2) 本発電設備における発電事業の継続ができなくなったとき
 - (3) 本契約等若しくは本契約等に基づく取引又はこれらに関する甲に係る適用法令の規定に違反し、乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反行為を改めない、又は止めないとき
 - (4) 反社会的勢力となったとき
 - (5) 自ら又は第三者を利用して反社会的行為を行ったとき
5. 前項に基づき、乙が本契約等を解除した場合、甲は、当該解除により乙に生じた損害等を賠償するものとする。

<解説>

第1項

甲が解除する際の解除事由として一般的に想定される事由を列挙している。すなわち、(1)倒産手続開始の申立て、又は解散の決議を行ったとき、(2)甲が電気事業者としての許可を取消されたとき、(3)本契約に定める金銭債務(第1.4条第2項、同第3項、第3.2条第4項参照)の履行遅滞、(4)(3)以外の本契約等の違反(ただし、相当期間の催告が必要。)、(5)甲が反社会的勢力となったとき、若しくは(6)甲が反社会的行為を行ったときは、甲は本契約又はこれに関連して締結された協定等(本契約等)を解除することができる旨を規定している。

ちなみに、「反社会的勢力」及び「反社会的行為」の内容については、本契約

が金融機関等からの資金調達の便宜に配慮した契約書であることを踏まえ、全国銀行業協会「融資取引および当座勘定取引における暴力団排除条項参考例」を参考に規定している。

第2項

第1項に基づく解除をする場合は、乙に責めに帰すべき事由が認められることから、併せて損害賠償責任を規定している。損害賠償の範囲に関する考え方については、第6.2条第1項をご参照いただきたい。

第3項

再エネ特措法及び同施行規則上、特定供給者が一方的に解除することができることについては、特段の制限はないため²⁶、本項は、それを踏まえ甲が任意に解除できる旨を規定している。

もともと、乙の実務負担にも配慮し、一定の事前通知期間を定めると共に、当該解除により乙に損害が生じた場合に、損害を賠償する旨を併せて規定している。前述のとおり、甲は数量的・排他的供給義務を負っていないため、契約上明示的に数量的若しくは排他的供給義務又はその両方の義務を負うことを約さない限り、任意解除により乙に損害が生じる場面は限定的であると思われる。

本項によって、例えば、甲が乙との間で本契約に基づき20年間売電することを約しているものの、本契約の期間の途中で別の電気事業者へ売電先を変更しようとする場合、甲は、本契約を解除した上で、別の事業者との間で、本契約を再度締結することが可能となる。新規の売電先が特定規模電気事業者であるように、接続の相手方である電気事業者が変わらない場合、本契約全てを解除してしまうと、再度乙に対し接続の申込みを行った上で、接続契約を締結しなければならなくなり、系統への接続の可否も一から判断することとなるのが通常である（但し、この場合であっても、運転開始後（＝調達期間の開始後）であれば、当初の調達価格及び調達期間は維持される。）。従って、その場合は、本契約中、特定契約に関する部分のみの一部の解除を行うことが合理的であると言える。

なお、引き続き乙にも本発電設備により発電した電気を供給しつつ、乙以外の電気事業者にも本発電設備により発電した電気の一部を供給しようとする場合は、本項ではなく、第1.5条をご参照いただきたい。

²⁶ パブコメ回答3. 71番～78番（50頁）

第4項

乙による解除については、甲による解除の場面と平行に規定している。

本項(2)については、設備認定が取り消された場合は直ちに本契約が終了するものの(第1.1条第2項)、発電事業の継続ができなくなった場合においても、実態としては必ずしも直ちに設備認定の取り消しが行われるとは限らない。もっとも、発電事業の継続ができなくなっているにも関わらず本契約が存続し続けるのは、乙が長期に不安定な地位に置かれる可能性があるため、この点を踏まえ、乙による解除を認める趣旨である。

また、再エネ特措法上、反社会的勢力排除の観点から、甲が暴力団等や暴力団等と関係を有する者である場合、本契約の締結を拒否することができる(再エネ特措法第4条第1項・同施行規則第4条第1項第2号ニ)。この趣旨は、契約締結後においても同様であるため、本項(4)及び(5)は、この点も踏まえて規定している。

なお、乙が自由に解除することができるとする、再エネ特措法に基づき乙が負っている契約締結義務(法第4条第1項、同第5条第1項)が形骸化してしまうため、乙による任意解除は認めていない。

第5項

第4項に基づく解除をする場合は、甲に責めに帰すべき事由が認められることから、甲が解除する場合と同様に損害賠償責任を規定している。損害賠償の範囲に関する考え方については、第6.2条第2項をご参照いただきたい。

第5.2条(設備の撤去)

本契約が終了した場合における本発電設備その他の本契約に基づき設置された電気工作物の撤去を行う場合については、第4.1条第1項に定める責任分界点より甲側の電気工作物については甲が、乙側の電気工作物については乙が、それぞれその撤去費用を負担する義務を負うものとする。但し、本契約の終了が甲又は乙いずれかの責めに帰すべき事由による場合には、当該有責当事者がその撤去費用を負担する義務を負うものとする。

<解説>

本契約が終了した場合に本契約に基づき設置された電気工作物の撤去を行う場合の費用の負担については、原則として、当該設備の保守・保安責任を負っている者が撤去を行うことが公平であるという考えに基づき、責任分界点を基準とする旨を規定している。但し、一種のサンクションとして、本契約の終了がいずれかの責めに帰すべき事由による場合は、その有責当事者が撤去費用を負担する義務を負担することとしている。

第6章 表明保証、損害賠償、遵守事項

第 6.1 条 (表明及び保証)

1. 乙は、甲に対し、本契約締結日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

(1) (適法な設立、有効な存続)

乙は、日本法に準拠して適法に設立され、有効に存在する株式会社であること。

(2) (権利能力)

乙は、自己の財産を所有し、現在従事している事業を執り行い、かつ、本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要とされる完全な権能及び権利を有していること。

(3) (授權手続)

乙による本契約の締結及び履行は、乙の会社の目的の範囲内の行為であり、乙はこれらについて適用法令、乙の定款その他の社内規則において必要とされる全ての手続を完了しており、本契約に署名又は記名押印する者は、適用法令、乙の定款その他の社内規則で必要とされる手続に基づき、乙を代表して本契約に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。

(4) (許認可等の取得)

乙は、本契約の締結及び履行並びに乙の事業遂行に必要とされる一切の許認可、届出、登録等（電気事業法に基づく許認可、届出、登録を含むが、これに限られない。）を関連する適用法令の規定に従い適法かつ有効に取得又は履践していること。

(5) (適用法令、内部規則及び他の契約との適合性)

乙による本契約の締結及び履行により、公的機関その他の第三者の許認可、承諾若しくは同意等又はそれらに対する通知等が要求されることはなく、かつ、乙による本契約の締結及び履行は、適用法令、乙の定款その他の内部規則、乙を当事者とする又は乙若しくは乙の財産を拘束し若しくはこれに影響を与える第三者との間の契約又は証書等に抵触又は違反するものではないこと。

(6) (訴訟・係争・行政処分の不存在)

【別紙〇に掲げる場合を除き、】乙による本契約に基づく義務の履行に重大な悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある乙に対する判決、決定若しくは命令はなく、乙による本契約に基づく義務の履行に重大

な悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある乙に対する訴訟、仲裁、調停、調査その他の法的手続又は行政手続が裁判所若しくは公的機関に係属し又は開始されておらず、乙の知る限り、提起又は開始されるおそれもないこと。

(7) (電力系統の所有、使用権原)

本契約に基づき本発電設備が連系接続をする電力系統は、乙に帰属し、乙が使用権原を有していること。

(8) (資産状況)

乙の資産状況、経営状況又は財務状態について、本契約に基づく乙の義務の債務の履行に重大な悪影響を及ぼす事由が存在していないこと。

(9) (倒産手続の開始原因・申立原因の不存在)

乙は、支払停止、支払不能又は債務超過の状態ではないこと。乙につき、倒産手続、解散又は清算手続は係属していないこと。また、それらの手続は申し立てられておらず、乙の知り得る限り、それらの開始原因又は申立原因は存在していないこと。

(10) (反社会的勢力・反社会的行為に関する事項)

乙及び乙の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）はいずれも反社会的勢力ではなく、乙及び乙の役員は、いずれも、自ら又は第三者を利用して反社会的行為を行っていないこと。

2. 甲は、乙に対し、本契約締結日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

(1) (適法な設立、有効な存続)

甲は、日本法に準拠して適法に設立され、有効に存在する【株式会社】であること。

(2) (権利能力)

甲は、自己の財産を所有し、現在従事している事業を執り行い、かつ、本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要とされる完全な権能及び権利を有していること。

(3) (授權手続)

甲による本契約の締結及び履行は、甲の会社の目的の範囲内の行為であり、甲はこれらについて適用法令、甲の定款その他の社内規則において必要とされる全ての手続を完了しており、本契約に署名又は記名押印する者は、適用法令、甲の定款その他の社内規則で必要とされる手続に基づき、甲を代表して本契約に署名又は記名捺印する権限を付

与されていること。

(4) (反社会的勢力・反社会的行為に関する事項)

甲及び甲の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）はいずれも反社会的勢力ではなく、甲及び甲の役員は、いずれも、自ら又は第三者を利用して反社会的行為を行っていないこと。

<解説>

第1項

甲が金融機関や投資家等から資金を調達する際、資金調達に関する契約において、乙や本契約等について一定の表明・保証を求められる場合が多いと考えられる。甲がそれらについて表明・保証をする前提として、本項において、一般的に甲が乙に求める必要のある表明・保証条項を規定している。

なお、このような表明・保証条項は特定契約締結・接続拒否事由には該当しない²⁷。

第2項

再エネ特措法上、甲が暴力団等である場合や暴力団等と関係を有する者である場合、本契約の締結を拒否することができる（再エネ特措法第4条第1項・同施行規則第4条第1項第2号ニ）。この点を担保するため、本項(4)を規定している。もっとも、(4)以外の条項については、乙にとっては、甲に対して通常表明・保証を求める意義は乏しいと考えられるが、乙が行う表明・保証条項との衡平の観点から、甲について最低限の表明・保証条項を規定している。

第6.2条（損害賠償）

1. 乙による前条第1項に定める表明保証事項が真実に反し、若しくは不正確であること、又は乙が本契約のその他の規定に違反したことにより、甲が損害等を被った場合には、乙は甲に対し、これを賠償するものとする。
2. 甲による前条第2項に定める表明保証事項が真実に反し、若しくは不正確であること、又は甲が本契約のその他の規定に違反したことにより、乙が損害等を被った場合には、甲は乙に対し、これを賠償するものとする。

<解説>

第1項

乙による表明・保証違反に基づく損害賠償責任及び本契約等の違反に基づく損害賠償責任を規定している。

甲が損害等を被る場合とは、例えば、乙が本契約に違反したこと等により、

²⁷ パブコメ回答3. 99番（53頁）

甲が金融機関その他の資金調達先との契約に基づく期限の利益を喪失した場合等が考えられる。

また、損害賠償の範囲については、一般原則に従い、民法第 416 条の範囲を意味している。具体的には、第 1 項については、乙は調達義務を負っていることから、甲に生じた損害の範囲については、乙に表明・保証違反又は本契約等の違反がなければ甲が得られたであろう売電収入相当額の利益、すなわち逸失利益が含まれる²⁸。

なお、本項は、発電設備規模等個別の事案に応じ、甲乙当事者間の交渉を通じ、より詳細かつ具体的な算定方法を明記することを排除する趣旨ではない。

第 2 項

甲による損害賠償責任及び表明・保証違反に基づく損害賠償責任を規定している。

損害賠償の範囲については、第 1 項と同様に民法第 416 条の範囲を意味するものの、特定供給者は、数量的供給義務を負っていないため、甲に表明・保証違反又は本契約等の違反がなければ得られたであろう利益、すなわち逸失利益は含まれず、乙が、専ら甲のために自らの負担で行った、系統連系に関する電気工作物等の費用に限定される²⁹。

第 6.3 条（プロジェクトのスケジュールに関する事項）

1. 甲は、乙に対し、本発電設備に係る建設工事その他のプロジェクトに係るスケジュールを、【〇年〇月〇日までに】提出するものとする。
2. 甲は、前項に基づき乙に提出済みのスケジュールに重大な変更が生じる場合には、変更内容及びその理由を速やかに乙に報告するものとする。

<解説>

第 1 項、第 2 項

甲は本発電設備の建設工事の時期を踏まえつつ系統連系工事を進めることとなるため、甲による本発電設備に係る建設工事を含めたプロジェクトに関するスケジュールの提出をすること、及びスケジュールに重大な変更が生じる場合には、報告する旨を規定している。

ちなみに、「【〇年〇月〇日までに】」とあるのは、甲による本発電設備の建設工事開始前の年月日を規定することを想定している。

²⁸ パブコメ回答 3. 88 番（52 頁）参照

²⁹ パブコメ回答 3. 89 番（52 頁）参照

第7章 雑則

第 7.1 条 (守秘義務)

1. 甲及び乙は、次の各号に該当する情報を除き、本契約の内容その他本契約に関する一切の事項及び本契約に関連して知り得た相手方に関する情報について、相手方の事前の書面による同意なくして、第三者に開示してはならない。但し、(a)適用法令に基づく官公庁又は費用負担調整機関からの開示要求に従ってこれを開示する場合、(b)甲が、甲の弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー等、又は〇〇【注：投資家及び貸付人等を想定。】及びその役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー等に対して開示をする場合、並びに(c)乙が、乙の弁護士、公認会計士、税理士等、又は乙から委託を受けて本契約にかかる業務を実施する者（委託先の役員及び従業員並びに再委託先等を含む。）に対して開示する場合は、この限りではない。但し、(b)又は(c)に基づく開示については、開示先が適用法令に基づき守秘義務を負う者である場合を除き、開示先に対し本条と同様の守秘義務を課すことを条件とする。
 - (i) 相手方から開示を受けた際、すでに自ら有していた情報又はすでに公知となっていた情報。
 - (ii) 相手方から開示を受けた後に、自らの責めによらず公知になった情報。
 - (iii) 秘密保持義務を負わない第三者から秘密保持の義務を負わずして入手した情報。
2. 本条に基づく甲及び乙の義務は、本契約の終了後〇年間存続するものとする。

<解説>

第 1 項

守秘義務に関する一般的な内容を規定している。すなわち、本項は、本第(i)号から第(iii)号に掲げる情報については、第三者へ開示することが可能であるものの、それ以外の情報については、本項但し書き(a)から(c)に掲げる者以外の第三者に対して開示することができない旨を規定している。但し、(b)又は(c)に掲げる者に対し開示する場合することができるのは、開示先が法令により守秘義務を負っている場合、又は甲又は乙が開示先に対し本条と同様の守秘義務を課している場合に限られる。

(a)に関し、費用負担調整機関からの開示要求に従ってこれを開示する場合を規定しているのは、法第 10 条第 2 項に基づく提出を求められる場合を想定した規定である。また、〇〇は、主として投資家及び貸付人等を想定しているが、

その他必要となる開示先を具体的に列挙することも考えられる。

第2項

本契約に関連する情報については、本契約終了後、甲及び乙が半永久的に守秘義務を負う必要まではないと考えられることから、前項に基づく守秘義務の存続期間を一定の合理的な期間に限定する趣旨の規定である。

第7.2条（権利義務及び契約上の地位の譲渡）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意を得た場合を除き、本契約等に定める自己の権利若しくは義務又は本契約等上の地位を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させてはならないものとする。但し、甲が甲の資金調達先に対する担保として、本契約等に定める甲の乙に対する権利を譲渡すること又は本契約等に基づく地位の譲渡予約契約を締結すること及びこれらの担保権の実行により、本契約等に基づく甲の乙に対する権利又は甲の地位が担保権者又はその他の第三者（当該第三者（法人である場合にあっては、その役員又はその経営に関与している者を含む。）が、反社会的勢力に該当する者である場合を除く。）に移転することについて、乙は予め同意するものとする。なお、甲は、当該移転が生じた場合においては、遅滞なく、移転の事実及び移転の相手方につき、乙に書面により通知するものとする。また、乙は、当該移転に際し、甲から当該移転に係る本項に基づく承諾についての書面の作成を求められた場合には、これに協力するものとする（但し、乙は、民法第468条第1項に定める異議を留めない承諾を行う義務を負うものではなく、また、当該書面の作成に係る費用は甲の負担とする。）。

<解説>

本契約等上の権利義務や地位の譲渡についての規定である。

本契約等上の権利義務や地位の譲渡については、相手方の事前の書面により承諾が必要となるのが一般的である。もっとも、甲が資金調達を行うためには、本契約等に定める債権又は本契約上の地位に関する担保権の設定及びこれらの担保権の実行に伴う権利又は契約上の地位の移転について、あらかじめ乙の承諾を得ておくことが必要となる。また、債権譲渡は原則として自由であること（民法第466条第1項）、及び再エネ特措法上特定供給者に関し特段の資格要件を設けていないことから、乙にとって、これらを認めたとしても、特定契約・接続契約本来の目的を超えて電気事業者の利益を不当に害するとはいえない。そこで、本項は、甲の資金調達先に対する担保として、債権譲渡担保や契約等上の地位の譲渡予約、及びこれらの担保権の実行により、本契約等に基づく権

利又は甲の地位が譲渡される場合は、乙があらかじめ承諾する旨を規定している。

併せて、資金調達先との担保権設定契約上、明確化の観点から乙が設定及び移転に関する承諾についての書面の作成を求められることが一般的と思われる。このため、乙がこれらの承諾書を出すことについて協力する旨を規定している。具体的には、設定については、「契約上の地位譲渡予約承諾書」「債権譲渡担保権設定承諾書」「債権質権設定承諾書」、移転については、契約上の地位の譲渡に関する「予約完結権行使承諾書」等が考えられる。これらの承諾書は、あくまでも本条但し書きに基づき乙が承諾を行ったことを明確にするために作成されたものに過ぎないものであるが、当該承諾書において、本条を実質的に修正するような規定（例えば、「金融機関等が指定する第三者へ譲渡する場合については、乙の書面による事前の承諾を要する。」として、本条但し書きに基づく事前承諾の効力を覆すような規定。）を設けることも、両当事者が合意すれば可能である。但し、このような規定自体は本モデル契約書上想定しているものではなく、仮に合意するにしても、一旦本契約書で合意した内容を承諾書の段階で覆すのではなく、本条の文言自体で修正すべく、当事者間で交渉すべきといえる。

なお、本項は、債権質権の設定について明示的には記載していないものの、甲の資金調達先に対する担保として設定するのは債権譲渡担保権の設定と同様であることから、債権譲渡担保ではなく債権質権を設定することを排除する趣旨ではない。

また、①乙による支払の相手方を明確にするという観点から、当該移転が生じた場合は、特定供給者に対し遅滞なくその事実を書面により通知することとしている。更に、②債権譲渡に関し、本項によって乙が承諾を行っているのは債権の移転に関する点であり、対抗要件に関する承諾ではないため、「乙は、民法第 468 条第 1 項に定める異議を留めない承諾を行う義務を負うものではない旨を明記している。すなわち、例えば、乙は、債権譲渡の通知時点で、乙の甲に対する電気料金債権が存在していることにより相殺権を有している場合については、本項の承諾によっても、民法上の異議を留めない承諾（民法第 468 条第 1 項）を行ったこととはならず、乙は甲に対して乙の甲に対する当該債権を自働債権として相殺を行うことが可能となる。

第 7.3 条（本契約の優先性）

本契約に基づく取引に関する甲及び乙の本契約以外の契約、協定その他の合意並びに乙の定める規程等と、本契約の内容との間に齟齬が生じた場合には、適用法令に反しない限り、また、本契約の内容を変更又は修正する

趣旨であることが明確に合意されたものである場合を除き、本契約の内容が優先するものとする。

<解説>

本契約と本契約に関連する本契約以外の合意書との間で齟齬が生じた場合には、①適用法令に反しない限り、また②本契約の内容を変更又は修正する趣旨であることが明確に合意されたものでない限り、本契約の規定が優先する。

第 7.4 条（契約の変更）

本契約は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

<解説>

本契約は、原則として 500kW 以上の発電設備を対象としていることもあり、電気供給約款等の大量の契約を画一的・定型的に処理する必要がある約款とはその性質が異なる。そこで、本項は、本契約の変更は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更される旨を規定している。

第 7.5 条（準拠法、裁判管轄、言語）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。
3. 本契約は、日本文を正文とする。

<解説>

パブリックコメントにおける意見³⁰を踏まえ規定した、再エネ特措法 4 条 1 項・同施行規則 4 条 1 項 2 号ト及び同法 5 条 1 項 3 号・同施行規則第 6 条第 4 号ハを踏まえた規定である。

第 7.6 条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、甲及び乙は、再エネ特措法の趣旨を踏まえて、誠実に協議するものとする。

<解説>

本契約に定めのない事項や本契約の解釈に関し当事者に疑義が生じた場合には、甲及び乙は、再エネ特措法の趣旨を踏まえ、誠実に協議する旨を規定している。本契約の解釈については、再エネ特措法の規定のほか、本解説やパブコメ回答が一つの指標となると考えられる。

³⁰ パブコメ回答 3.86 番（51 頁）・同 240 番（68 頁）